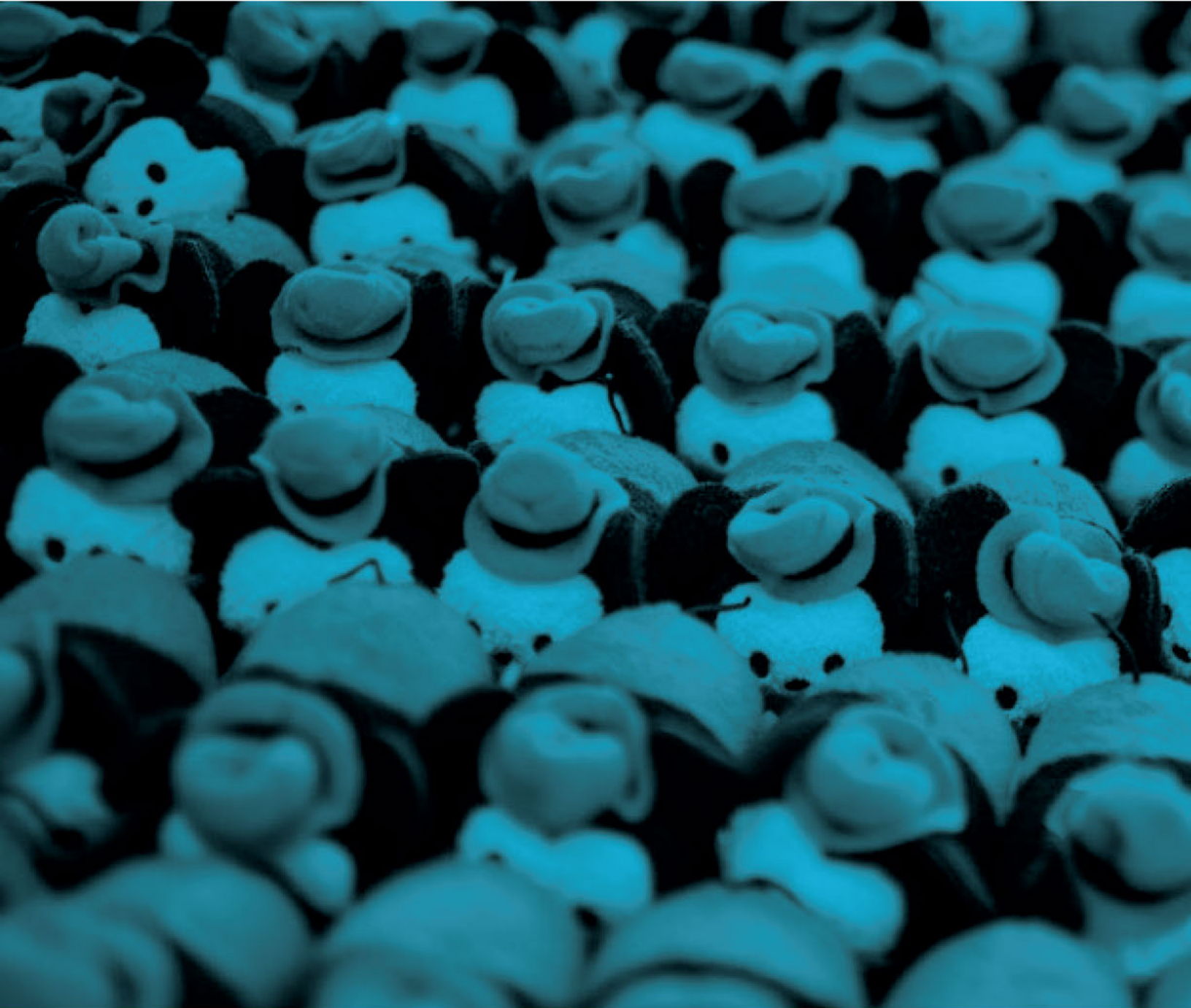




The **WALT DISNEY** Company

国際労働基準 プログラム・マニュアル

2019年6月改訂

目次

I	<u>はじめに</u>	4
II	<u>国際労働基準 (ILS) プログラムの一般要件の概要</u>	5
III	<u>ディズニー製造業者行動規範およびコンプライアンス最低基準</u>	7
IV	<u>調達制限</u>	10
V	<u>指定施設の申請および承認</u>	12
VI	<u>ILS監査</u>	17
VII	<u>不順守状態の改善</u>	25
VIII	<u>指定施設の生産承認の取り消し</u>	27
IX	<u>ILS監査と指定施設の開示</u>	29
X	<u>ディズニーILS倫理規定</u>	30
	<u>付録</u>	32
A1	<u>付録1:用語集</u>	33
A2	<u>付録2:よくあるご質問</u>	35
A3	<u>付録3:ディズニー製造業者行動規範</u>	39
A4	<u>付録4:コンプライアンス最低基準 (MCS) の違反例</u>	41
A5	<u>付録5:社会順守監査機関</u>	43
A6	<u>付録6:社会順守コンサルタント参照リスト</u>	45
A7	<u>付録7:ベター・ワーク・プログラムへの参加と手順</u>	47
A8	<u>付録8:調達許可国 (PSC)</u>	49
A9	<u>付録9:指定施設・製品承認 (FAMA) 申請書</u>	51
A10	<u>付録10:指定施設・製品承認 (FAMA) のサンプル</u>	53
A11	<u>付録11:監査通知書 (COCAN) のサンプル</u>	54
A12	<u>付録12:ILS監査行程表のサンプル</u>	55
A13	<u>付録13:ILS監査記録チェックリストのサンプル</u>	56
A14	<u>付録14:改善案 (「CAP」) のサンプル</u>	60
A15	<u>付録15:指定施設の生産承認取り消し (「FLOPA」) レターのサンプル</u>	61
A16	<u>付録16:マンスリー・ステータス・レポートのサンプル</u>	62
A17	<u>付録17:FAMA撤回レターのサンプル</u>	64
A18	<u>付録18:FAMA撤回—UTS (Unable to Schedule: 監査のスケジュールが組めない) レターのサンプル</u>	65



国際労働基準プログラムは、以下の基準を満たし、かつ実体を伴う製品、製品部品、および素材の製造に適用されます。ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーまたはその関連会社（「ディズニー」）の所有または管理下にある知的財産が含まれるか、構成要素であるか、利用されていて、何らかの目的で、世界中で製造されるもの（「ディズニー・ブランド製品」）。当該製品には、ライセンス製品、販促アイテム、出版物、印刷物、無料配布アイテム、パッケージも含まれます。ディズニーの知的財産とは、ディズニー（ABC、ESPN、Lucasfilm、Marvel、Pixarなどを含む）が所有または管理するすべての名称、マーク、ロゴ、キャラクターおよびその他の専有の名称と財産を含みます。

I. はじめに

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーの国際労働基準（ILS）プログラムでは、ディズニー・ブランド製品が製造されるあらゆる場所で、安全で、お互いを受け入れ、尊重しあう職場作りに取り組んでいます。国際労働基準プログラムは、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーの企業としての社会的責任と責任あるサプライチェーンを構築する取り組みにおける重要な要素です。こうした方針とプログラムの詳細については、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーウェブサイトの企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）ページをご覧ください。

ディズニーの製造業者行動規範（「ディズニー規範」）では、ディズニー・ブランド製品の製造に対するディズニーの要望を定めています。後述するように、ディズニー規範に盛り込まれている指針は、国際労働機関の基本条約と合致しています。ディズニー国際労働基準プログラム（「ILSプログラム」）では、ライセンサーおよびベンダーもこのILSプログラム・マニュアルの定めに沿って、定期的にILS監査を実施し、ILS監査レポートを提出する必要があります。これにより、ディズニーならびにそのライセンサーおよびベンダーは、ディズニー・ブランド製品が製造される指定施設の労働条件を明確に把握すると同時に継続的改善を促進して、ディズニー規範の要件が満たされ、安全でお互いを受け入れ尊重し合う職場環境を整備するというILSプログラムの目的を達成することができます。

貴社は、ディズニーのライセンサーまたはベンダーとして、ディズニー・ブランド製品がILSプログラムを順守して生産されることに責任を負います。このILSプログラム・マニュアルでは、ライセンサーおよびベンダーに対する要件を概説しています。また、参考資料を紹介し、貴社がその義務を果たす後押しをします。ILSプログラム・マニュアルを細部までお読みいただき、ILSプログラムの要望を満たすために必要な知識、経験および機能を取得していただきますようお願いいたします。

このILSプログラム・マニュアルは、貴社とディズニーとの契約を補足するものです。このILSプログラム・マニュアルに、貴社とディズニー間の契約内容と矛盾する部分があるときは、貴社とディズニー間の契約が優先します。このILSプログラム・マニュアルは、すべての既存のマニュアル、ガイドおよびILSプログラムに関連する同種の資料に優先するものとします。このILSプログラム・マニュアルは随時改訂されることがあります。

ILSプログラム・マニュアルで使用される大文字で始まる用語は、用語集で定義されています（**付録1：用語集**で詳細をご確認ください。）このILSプログラム・マニュアルにおいて、ディズニー・ブランド製品の「生産」という場合、ディズニー・ブランド製品の製造、加工、仕上げ、組み立て、ラベリング、印刷、梱包が含まれます。



II. 国際労働基準 (ILS) プログラムの一般要件の概要

貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、ディズニー・ブランド製品が、安全でお互いを受け入れ尊重し合う職場環境で生産されるよう促進するために重要な役割を担っています。ライセンシーおよびベンダーは、このILSプログラム・マニュアルで詳しく説明するILSプログラムの以下の要件に従う必要があります。

1. 調達許可国に所在する準拠指定施設を選び、当該国から調達してください。

ディズニーの調達許可国リストに掲載されていない国でディズニー・ブランド製品を生産せず、こうした国から製品の部品や材料を調達しないでください。また、特定の調達許可国内での生産および調達には、必ず順守すべき条件および制限が課されます。(詳しくは調達制限セクションをご覧ください。)

ディズニー規範は、ディズニー・ブランド製品の生産に従事する全指定施設が、ディズニー規範の少なくとも必須順守レベルを常に満たし続けることを求めます。この順守の必要レベルを、コンプライアンス最低基準(「MCS」)と呼びます。MCSを常に満たし続ける指定施設を選択し、当該施設だけを使用することは、貴社が果たすべき最も基本的な責任です。(詳細は、ディズニー製造業者行動規範およびコンプライアンス最低基準セクションをご覧ください。)

2. すべての指定施設を漏れなく申請し、必要書類をご提出ください。

指定施設でディズニー・ブランド製品の生産に着手するには、その所在地にかかわらず、各施設を事前に申請する必要があります。指定施設・製品承認(「FAMA」)申請書を期限内にディズニーに提出して申請します。使用候補である下請業者の指定施設も申請する必要があります。指定施設が、ILS監査を必要とする調達許可国にある場合、申請施設がMCSを満たす旨を実証する適格なILS監査レポートの提出も必要です。ただし、当該レポートがディズニーにファイル済みである場合を除きます。(調達制限、指定施設の申請および承認、ならびにILS監査セクションで詳細をご確認下さい。)

3. 生産前にディズニーから承認を得てください。

使用する予定の指定施設または下請業者の指定施設でディズニー・ブランド製品の生産に着手する前に、FAMAをディズニーから取得してください。(詳細は指定施設の申請および承認セクションをご覧ください。)

4. 継続的に順守状況を管理し、必要な場合はILS監査を定期的を実施してください。

使用中および今後使用する指定施設に、ディズニー規範、MCSおよびILSプログラム要件に関して説明してください。ライセンサーまたはベンダーは、各指定施設にディズニー規範を配布し、各指定施設がディズニーの期待事項および要件を完全に理解するよう徹底する必要があります。指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産が承認されたら、貴社は当該施設と連携して、適用されるILSプログラム要件の継続的順守および生産中に発生が予想される労働問題の改善を当該施設と連携して徹底する責任、および指定施設がディズニー規範を完全に順守するよう営利企業として合理的な範囲で徹底する責任があります。（詳細は、ディズニー製造業者行動規範およびコンプライアンス最低基準セクションをご覧ください。）

5. 順守違反を是正し、必要であれば生産を中止してください。

指定施設の使用を継続する条件として、貴社、および当該施設を使用する他のライセンサー、ベンダーは、ILSプログラムで指定された期限内にMCS違反を是正してください。また、労働条件を改善し、完全にディズニー規範を順守するよう促す必要もあります。（詳細は、不順守状態の改善セクションをご覧ください。）

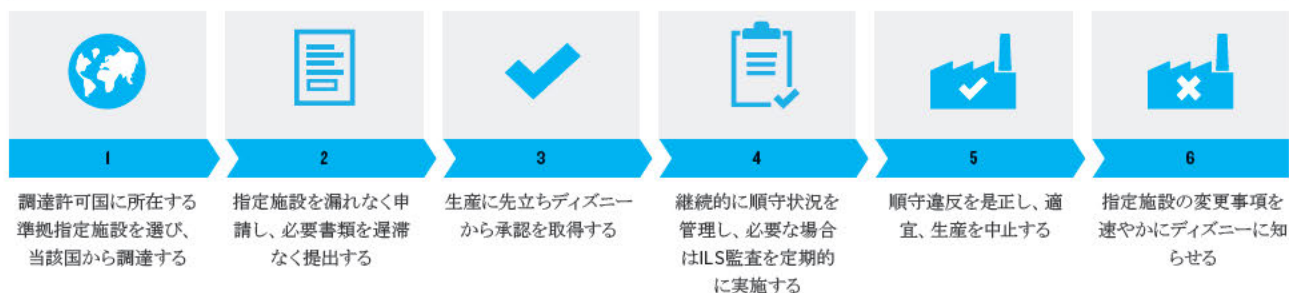
ディズニーから通知書により要請された場合、指定施設を使用する全ライセンサーとベンダーは、完成か製造中かを問わず、当該施設でのあらゆるディズニー・ブランド製品の生産を速やかに停止するとともに、ディズニー・ブランド製品（成形用の型や材料を含みます）を残らず撤去しなければなりません。（詳細は、指定施設の申請および承認、指定施設の生産承認の取り消しセクションをご覧ください。）

6. 指定施設の変更を速やかにディズニーに通知してください。

次の場合には、速やか（30日以内）に、ディズニーに通知する必要があります。（1）いかなる理由でも指定施設の使用を停止し、12か月以内に指定施設を使用する合理的な意図がない場合。

（2）指定施設を12か月間使用しておらず、今後12か月以内に生産される発注も指定施設に出していない場合。ディズニーが要求する場合、指定施設の最新リストをディズニーに提出する必要があります。貴社に送付されるマンスリー・ステータス・レポートには、ディズニー・ブランド製品を生産中の場所として貴社が報告した指定施設リスト、および製品の生産終了を貴社が最近報告した使用終了/停止指定施設リストが含まれます。（付録16：マンスリー・ステータス・レポートのサンプルで詳細をご確認ください。）

一般要件のまとめ



III. ディズニー製造業者行動規範 およびコンプライアンス最低基準

ディズニー製造業者行動規範

1996年に導入されたディズニー規範は、ディズニー・ブランド製品の製造業者に対するディズニーの期待事項を掲げています。ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の生産に携わるすべての指定施設が、当ILS プログラム・マニュアルに記載されているディズニー規範を順守することを求めます。

ディズニー規範に盛り込まれている原則は、国際労働機関（「ILO」）の基本条約、およびサプライチェーン労働基準に関連する様々なマルチステークホルダーや業界の指針および企業の行動規範と整合性を有しています。ディズニー規範は、以下のサイトから50以上の言語で入手することができます。

www.DisneyLaborStandards.com（付録3: ディズニー製造業者行動規範で詳細をご確認ください。）

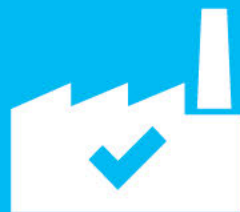
コンプライアンス最低基準

ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の生産に従事する全指定施設が、コンプライアンス最低基準（「MCS」）と呼ばれる、ディズニー規範の必須順守レベルを少なくとも常に満たし続けることを求めます。指定施設は、MCSを満たすために、最優先事項であり、労働基準上の最も深刻な問題であるとディズニーが考える以下の規範分野での違反が存在しないことを実証しなければなりません。

- 児童就労
- 自由意志によらない労働
- 強制およびハラスメント
- 差別の禁止
- 組合
- 健康および安全
- 下請け
- 監視と順守

ご注意：

すべての指定施設は、コンプライアンス最低基準を満たし、維持しなければなりません。



加えてMCSは、使用する各指定施設が関連文書、労働者との個別面談、指定施設内におけるすべてのエリアへの立ち入りを含め、完全で正確な情報への無制限のアクセスを与えることを要求しています。

ディズニー・ブランド製品の生産を承認される前に判明したMCS違反は、ディズニーによる生産承認の条件として先に解決されなければなりません。指定施設の継続的使用の条件として、生産過程で発見されたMCS違反は、一定期間内に、ILSプログラムでの所定の方法に沿って是正されなければなりません。

ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の製造現場において、安全でお互いを受け入れ尊重し合う職場環境整備を促進するため、ならびに業界の傾向および新しい規制要件を反映させるため、定期的にMCSを変更します。

以下の場合、その指定施設はディズニー・ブランド製品の生産承認を即時に失う可能性があります。

- ILS監査により確認されたMCS違反が、指定期間内に是正されていないことが後続のILS監査で実証された場合。
- （実施者を問わず）ILS監査によって不正行為、賄賂またはその他の不当な影響が判明した場合。（詳細は[指定施設の生産承認の取り消し](#)セクションをご覧ください。）

さらに、ライセンサーまたはベンダーは、指定施設がMCSを順守していることを示す適格なILS監査レポートを、ILSプログラムの規定に沿って提出しない場合、指定施設の使用を禁じられます。（詳細については[指定施設の申請および承認](#)セクションをご覧ください。）

ILS監査がILSプログラムに準拠しているか、および指定施設がMCS、ディズニー規範、適用法令を順守しているかの判断はディズニーの裁量に委ねられます。提出されたILS監査レポートが不正入手されたものとディズニーが合理的な判断を下した場合、ディズニーはそのILS監査レポートを却下します。

継続的改善

ディズニーは、指定施設がMCSを満たす場合でも、その指定施設の労働条件がディズニー規範を完全には順守していない場合があることを認識しています。したがって、ライセンサーまたはベンダーは指定施設と連携して、ディズニー・ブランド製品を生産するすべての指定施設における労働条件の継続的改善を奨励する責任を負います。貴社は、個々の指定施設の改善ニーズを満たすプログラムを特定するうえで、社会順守コンサルタントおよび社会順守監査機関に支援を依頼することもできます。（[付録5：社会順守監査機関](#) および [付属書6：社会順守コンサルタントの参照リスト](#)で詳細をご確認ください。）

ご注意：

指定施設は、不正行為、賄賂またはその他の不当な影響があった場合、生産承認を即座に取り消される可能性があります。



調達慣習

製品開発、契約、生産管理の意思決定は時々、ILSプログラムの目的と要件を満たすうえで問題を提起する場合があります。指定施設と連携して徹底すべき主な事項としては、以下が挙げられます。



発注額の妥当性：法定賃金の支払い、および指定施設が地域のあらゆる労働法とディズニー規範の要件を満たす職場環境を維持できる水準であること。



納品日の妥当性：指定施設が労働時間の制限内で達成できる期日であること。



コミュニケーション経路の確立：指定施設管理者と積極的に共同して潜在的な順守上の問題点を特定、解決できること。



発注変更の影響に配慮：変更が賃金または労働時間の違反や未承認の下請け使用の一因とならないこと。

IV. 調達制限

ライセンシーまたはベンダーは、ディズニー・ブランド製品を調達許可国(「PSC」)でのみ生産、調達することができます。特定のPSCにある指定施設使用には、このILSプログラム・マニュアルで説明する追加条件が適用されます。

調達許可国

ディズニーは、ILSプログラムの中で各国のリスクを評価し、ILS監査要件に関連するディズニーの方針を確立する際に、世界銀行の世界ガバナンス指標「WGI」を主な指標として利用しています。これらの指標は、6つの要素についてガバナンスの度合いを評価するものです。

- 表現の自由と説明責任
- 政治的安定性と非暴力
- 政府の実効性
- 規制の質
- 法の支配
- 汚職防止

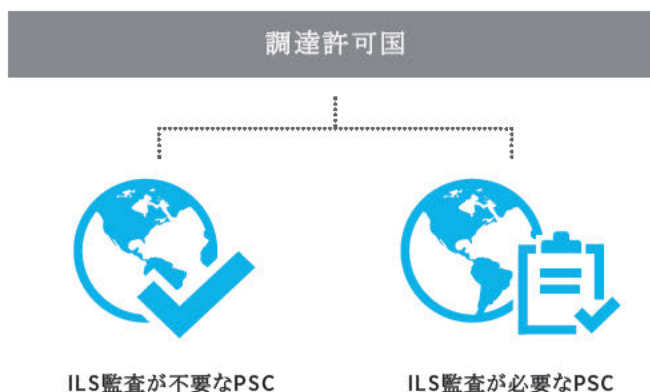
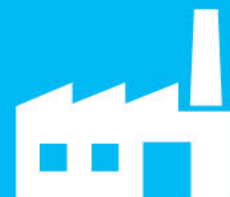
PSCリストには、WGIの必須ランキングを達成している国のほか、国際労働機関および国際金融公社がベター・ワーク・プログラムを運営している特定の国が含まれています。PSCのWGIランキングは、ライセンシーおよびベンダーによるILS監査レポートの提出に関連するディズニーの要件を決定します。

現在ディズニーでは、(1) 特定のWGIパーセンタイルランク範囲内のあらゆるPSCにおける施設、および(2) ベター・ワーク・プログラムの結果としてのみPSCリストに掲載できる国に所在する施設に対して、ILS監査レポートを提出する事を要請しています。

貴社は、ILS監査が必要なPSCにある指定施設を対象に、MCSへの順守を証明する適格なILS監査レポートを、ディズニー・ブランド製品の生産前に生産の条件として、および指定施設の継続使用中は定期的にディズニーに提出する必要があります。

ご注意：

ディズニー・ブランド製品の生産、ならびに原材料および無地のアイテムの調達には、PSCの指定施設 (ILS監査が不要なPSCも含みます) のみ使用できます。



米国政府およびディズニーによる制限

ライセンサーまたはベンダーは、PSC以外の国にある指定施設を使用することも、当該国を調達先とすることもできません。ですから、PSC以外の国でその全部または一部が生産または調達される無地のアイテムに、ディズニーの知的財産を利用したり、利用を許可したりすることはできません（例えば、PSC以外の国で生産された無地のバックパックにディズニーのロゴをプリントすることはできません）。PSC以外で何らかの製品、その部品、または素材の全部か一部が生産されるか、調達された場合、ディズニーが利用可能なすべての権利および改善措置に加え、貴社はそのような製品の販売または配布を行わずに、ディズニーが指示するとおり、破棄または寄付することを求められる可能性があります。この場合の費用・経費は貴社が全面的に負担するものとします。

ライセンサーまたはベンダーは、米国政府が制定する貿易規制やその他の適用法の対象となる国、または米国政府やその他の適用法によって禁止される人物からディズニー・ブランド製品、部品、または素材を調達できません。製品が米国市場向けであるかどうかにかかわらず、ディズニーはこれらの貿易規制をすべてのライセンサーおよびベンダーに、またディズニーの知的財産を含んでいるいないにかかわらず、すべての製品、製品部品および素材に適用します。ライセンサーやベンダーは、物理的場所や法的登記の場所に関係なく、あらゆる貿易規制プログラムに従う責任があります。

貿易規制は、国、製品、産業、または個人に適用される可能性があります。さらに、ディズニーは一時的に貿易制限対象国以外の国での生産および調達を停止する場合があります。米国政府の輸出規制プログラムが現在適用されている国はPSCリストから外されます。

PSCリストは変更される可能性があります。米国政府が制定した貿易規制または他の法律によってPSCリスト掲載国が禁止国となる場合、当該国は、ディズニーからの通知を必要とせず、規制または法律の発効日付けでPSCリストから自動的に削除されたものとみなされます。貴社は、こうした変更を把握する責任を負います。PSCがディズニーの決定によりPSCリストから削除された場合、ディズニーはその変更に関し適切な通知を行います。ディズニーはこの通知を

www.DisneyLaborStandards.comまたはその他の適切なウェブサイトを通じてお知らせする場合があります。

ご注意：

米国政府が国および特定人物または団体に課す貿易規制についての詳細は、当該分野の専門家（弁護士等）にお問い合わせいただくか、米国政府のウェブサイトなど一般に利用可能な参照先から入手していただくことができます。



V. 指定施設の申請および承認

各指定施設の状況を十分かつ正確に把握することは、ILSプログラムの効果的な運営に欠かせません。ディズニー・ブランド製品の生産開始前に、こうした製品の生産に使用する予定の各指定施設を申請し、ディズニーから書面での承認を受ける必要があります。使用予定の各指定施設につき、指定施設・製品承認（FAMA）申請書をディズニーに必ず提出してください。ディズニーがILS監査を義務付ける国に指定施設がある場合は、（他の監査を利用可能な場合を除き）適格なILS監査を実施し、当該施設がMCSを順守していることを証明する適格なILS監査レポートを提出する必要があります。

ディズニーは、FAMA申請書および必要なILS監査レポートを審査、承認した後、FAMAを貴社に発行します。ディズニー発行のFAMAのみが、ディズニー・ブランド製品を生産する指定施設の使用許諾を証明します。当該指定施設に発行されるFAMAを受領するまで、指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を開始することはできません。FAMAは、それが発行されたライセンサーまたはベンダーに限り有効です。（詳細はILS監査セクションをご覧ください。）このILSプログラム・マニュアルにおいて、ディズニー・ブランド製品の「生産」という場合、ディズニー・ブランド製品の製造、加工、仕上げ、組み立て、ラベル付け、印刷、梱包が含まれます。貴社に送付されるマンスリー・ステータス・レポートには、ディズニー・ブランド製品を生産中の場所として貴社が報告した指定施設リスト、以前は使用していたがディズニーがFAMA承認を撤回した生産停止済みの指定施設、および製品の生産を停止済みの施設として貴社が報告した指定施設リストが含まれます。このマンスリー・ステータス・レポートの正確性を入念に確認してください。（付録16：マンスリー・ステータス・レポート で詳細をご確認ください。）

ご注意：

指定施設がどのPSCにあるかに関わらず、FAMA申請書は、ディズニー・ブランド製品の生産に関与する全施設について提出する必要があります。FAMAは、ディズニーが貴社に指定施設をディズニー・ブランド製品の生産に使用することを許諾する証明になります。ただし、ディズニーとの契約に従い、その他の必要な承認をすべて取得するまでは、生産を開始することはできません。



指定施設申請のガイドライン

ディズニーに申請が必要なディズニー・ブランド製品の生産に使用する指定施設には、以下の物理的場所が含まれます。



ディズニー・ブランドの構成部品、付属部品および完成品の生産、製造、組み立て、印刷、刺繍、刻印、エッチング、塗布が行われる場所、またはこれら作業が下請けに出される場所。



ディズニー・ブランドの農産物が加工またはラベル付け、梱包される場所。



ディズニー・ブランドの要素（取扱説明書、梱包素材、ラベル、下げ札など）が製産、加工、印刷、または組み立てられる場所。

現時点において、申請を必要とせず、FAMA申請書が不要な場所には以下が含まれます。

- 無地または一般的な製品、部品、素材（無地または一般的な段ボール箱、ラップ、飾りのないボタン等）で、ディズニーの知的財産を含まず、構成要素とせず、利用していないものを生産する場所。ただし、無地の製品やその他の素材は、調達許可国でのみ生産、調達することができ、禁止対象人から調達することはできません。ディズニー規範と同等で、かつ他のディズニーの方針に合った基準を満たす調達先からすべての製品、部品、素材を購入することを推奨します。
- 原材料のサプライヤー、繊維工場、ディズニーの知的財産を含まず、構成要素とせず、利用しない綿、金属、紙などの一般的な一次製品の加工者。ただし、原材料は調達許可国でのみ生産または調達が可能で、禁止対象人から調達することはできません。ディズニーは指定施設に対し、ディズニー規範と同等で、かつ他のディズニーの方針に合った基準を満たす調達先からのみ原材料を購入することを推奨します。
- 広告代理店および類似サービスの提供会社、ただし、物理的製品を製造している上記の申請が必要な場所にあるものを除きます。
- 試験や生産品質承認を得るために使用されるごくわずかな数の製品サンプルだけを生産する場所（ただし、ライセンサーやベンダーはこうした場所がPSC内に所在する事を徹底する責任を負います）。
- POS / 広告を生産する場所（詳細は付録1:用語集を参照。）



- 印刷素材のうち、ディズニー・ブランドに該当しない旨が明示され、ディズニーの知的財産が目立たず、ディズニーの知的財産をもっぱら派生的に使用するものを生産する場所（他のコンテンツに加え、ディズニーのデジタルコンテンツがスマートテレビのユーザーに視聴されるため、ディズニーのロゴと他の会社のロゴが表示されたスマートテレビのパッケージなど。）

指定施設申請例

FAMA申請書が必要なケースを以下に例示します。

例1

ミッキーの刺繍パッチとミッキーの形のボタン付きデニムシャツ



- ミッキーの刺繍パッチとミッキーの形のボタンを生産する指定施設、および刺繍パッチ、ボタン、ラベルまたは下げ札をシャツに縫い付ける指定施設につき、FAMA申請書を提出する必要があります。
- FAMA申請書は、ディズニーの知的財産に関わる素材を製造、組み立て、ラベル付け、梱包する全施設についても提出してください。
- 「無地」のデニムシャツを生産する指定施設のFAMA申請書を提出する必要はありませんが、無地のデニムシャツは、PSCで生産、調達され、ディズニーの他の方針に合った基準を満たす必要があります。

例2

ディズニー書籍



- FAMA申請書は、ディズニーの知的財産に関わる本を印刷および梱包する全施設について提出してください。
- イラストやプロダクション・フィルムを作るデザイン事務所（同じ場所で本も制作する場合を除きます）、または「無地」の紙を製造する場所については、FAMA申請書を提出する必要はありません。ただし、イラストやプロダクション・フィルム、および無地の紙は、PSCで制作・生産、調達され、ディズニーの他の方針に合った基準を満たす必要があります。

指定施設承認に関する書面

指定施設・製品承認 (FAMA) 申請書

ディズニーは、申請・承認を要する指定施設それぞれについて、FAMA 申請書の提出を求めます。ディズニー・ブランド製品の生産に使用する予定の各指定施設につき、施設名および所在地が記載された指定施設・製品承認 (FAMA) 申請書を1部ディズニーに提出してください。ディズニーの知的財産の取り扱い、加工、製造、利用に携わる下請施設にもこの要請が課されます。(付録9: 指定施設・製品承認 (FAMA) 申請書で詳細をご確認ください。)

追加文書

ILS監査が必要な調達許可国にある指定施設については、当該施設がMCSを順守していることを証明する適格なILS監査レポート (当該レポートがディズニーに提出済みである場合を除き) を、生産開始前に提出する必要もあります。(付録8: 調達許可国 (PSC)で詳細をご確認ください。)

ディズニー発行のFAMA

ディズニーは、貴社から提供された (またはディズニーが入手した) 情報に基づいて各FAMA申請書を審査します。生産用途での指定施設の使用を承認する場合に、ディズニーはFAMAを貴社に発行します。ディズニー発行のFAMAを受け取るまではディズニー・ブランド製品を生産してはなりません。ディズニー・ブランド製品が本要件またはその他の要件に違反して生産された場合、貴社は自ら全費用を負担して、当該製品の販売または配布を行わずに、ディズニーが指示するとおり、破棄もしくは寄付することを求められる可能性があります。ディズニー発行のFAMAは、通関許可証としても使用できます。(付録10: 指定施設・製品承認 (FAMA) のサンプルで詳細をご確認ください。)



ご注意:

指定施設についてディズニー発行のFAMAを入手するまで、ディズニー・ブランド製品の生産を行うことはできません。

指定施設の順守状況をチェックする際は常にディズニーに直接連絡して確認してください。特定の指定施設 (改善案の対象となっている、または、生産承認を取り消した指定施設を含む) は、ディズニー・ブランド製品の生産の資格がないことがあります。

貴社が使用する指定施設になんらかの変更があった場合は速やかにディズニーに通知してください。追加を希望する指定施設や今後使用する予定のない指定施設も含まれます。



指定施設情報の変更

貴社は、ディズニー・ブランド製品の生産に使用される全指定施設の正確な最新リストをディズニーが確実に保持できるようにする責任を負います。指定施設の未申請、および過剰な申請を避けなければなりません。また、過去に申請し、使用を許可された指定施設のステータスの変更（施設連絡先、閉鎖および/または移転に関する最新情報を含む）をディズニーへ通知する義務があります。

次の場合には、速やか（30日以内）に、ディズニーに書面で通知する必要があります。(1) いかなる理由でも指定施設の使用を停止し、12か月以内に指定施設を使用する合理的な意図がない場合。(2) 指定施設を12か月間使用しておらず、今後12か月以内に生産される発注も指定施設に出していない場合。ディズニーは、こうした通知を受領後、貴社の指定施設との登録を失効させ、当該施設での生産に関して過去に発行されたFAMAを撤回することができます。指定施設との登録失効後、貴社は、新規のFAMA申請書を提出し、新規のFAMAを受領するまで、当該施設でディズニー・ブランド製品を生産することはできません。また、指定施設の最新のリスト、または指定施設を使用している証拠書類をいつでもディズニーの要求に応じて、提出する必要もあります。

FAMAの撤回

ライセンシーまたはベンダーは、適用される契約書とILSプログラム要件に従って、特定の指定施設がディズニー・ブランド製品の生産に使用できることを、FAMAにより承認されます。ディズニーは、以下のいずれかの結果として、以前に発行したFAMA（およびライセンシーまたはベンダーによるディズニー・ブランド生産のための指定施設の使用承認）を撤回することができます。

- ILSプログラムで要求される適格なILS監査レポートを提出しない場合。
- 指定施設が完全閉鎖したか、FAMA申請書に記載された場所で作業していない場合。
- ディズニーがILS監査を実施できない場合。例えば、貴社が指定施設に関する正確な情報を提供するために、監査通知書（COCAN）の定めに沿って指定施設の現在のステータスを速やかに確認しない等。（詳細は、[ILS監査](#)セクションをご覧ください。）

FAMAが撤回された場合、貴社は、ILSプログラムに従って新規FAMAが発行されるまで、ディズニー・ブランド製品を生産するために指定施設を使用することはできません。（[付録17：FAMA撤回レターのサンプル](#)で詳細をご確認下さい。）ディズニーまたはディズニーの代理人が指定施設に連絡できない場合、「ILS監査のスケジュールが組めない」通知がライセンシーまたはベンダーに送信されます。通知を受け取ったら、指定の期間内にディズニーに返答する必要があります。ディズニーまたはディズニーの代理人が指定施設に連絡し、監査のスケジュールを組むのに十分な情報を貴社が提供しない場合、ディズニーはその指定施設のFAMAを撤回することができます。このような場合、貴社は12か月間、当該指定施設でディズニー・ブランド製品を生産できません。（[付録18：FAMA撤回—UTS（Unable to Schedule: 監査のスケジュールが組めない）レターのサンプル](#)で詳細をご確認ください。）

ご注意：

指定施設のリストを速やかに更新し、情報提供の要求に対応することにより、FAMAの撤回を避けてください。



VI. ILS監査

ILS監査は、労働関連の問題を特定し、対処するためのツールとして使用します。ディズニーは、特定のPSCの指定施設につき、適格なILS監査レポートの提出をライセンシーやベンダーに要求しています（提出済みでない場合）。貴社は、通常、指定施設から既存の適格なILS監査レポートを入手するか、認可済み社会順守監査機関と連携して適切なILS監査を手配することができます。ディズニーは、どこに所在する指定施設に対しても独自のILS監査を行うこともできます。

ディズニーによるILS監査

ディズニーは、定期的にILS監査を実施して、PSCでディズニー・ブランド製品を生産する指定施設の労働条件を確認する権利を有します。ディズニーのスタッフおよびディズニーが指名した第三者のいずれもこうしたILS監査を実施することができます。

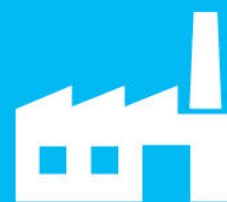
ディズニーは、自らILS監査を実施または委託する前に、監査通知書（COCAN）を以下に沿って発行することがあります。

- **事前通知ILS監査**：監査通知書（COCAN）が貴社に送付され、監査人が指定施設に連絡して、当該施設の連絡情報とILS監査の実施日を確認します。
- **抜き打ちILS監査**：監査通知書（COCAN）は、必ずしも貴社に送付されるとは限りません。送付される場合、監査人が指定施設に連絡して、当該施設の連絡先を確認します。また、後日、ILS監査が実施される可能性はあるものの具体的な日付は決まっていないことを通知します。監査通知書（COCAN）が貴社に送付されない場合、監査人はILS監査の前に指定施設に連絡する可能性があります。いかなる場合でも具体的な日付を指定しません。（付録11：監査通知書（COCAN）のサンプルで詳細をご確認ください。）

監査通知書を受領後、速やかに確認し、貴社担当のディズニーILS担当者に指定施設の最新連絡先情報を伝え、ディズニーおよびディズニーが指定する第三者に十分に網羅的で自由なアクセスを認めなければならない旨を指定施設に通知する必要があります。

ご注意：

ディズニーは、貴社や第三者（マルチステークホルダーや業界主導プログラム等）によるILS監査レポートの提出にかかわらず、指定施設のILS監査を事前通知して、または抜き打ちで実施することができます。



ディズニーは、貴社による以下のいずれかの行為の結果、ディズニーまたはディズニーにより指定された第三者が事前通知または抜き打ちのILS監査を実施できない場合、指定施設の使用を認める指定施設・製品承認（FAMA）を撤回することができます。



指定施設の現在のステータスを速やかに確認しない



指定施設に関する正確な情報を監査通知書の要求に沿って提供しない

ライセンシーまたはベンダーによるILS監査

ILS 監査要件

ライセンシーまたはベンダーは、特定のPSCに所在し、ディズニー・ブランド製品の製造に使用する指定施設につき、それら指定施設がコンプライアンス最低基準（「MCS」）の順守を証明する適格なILS監査レポートを提出する必要があります（ディズニーに提出済みである場合を除きます）。（詳細は、ディズニー製造業者行動規範およびコンプライアンス最低基準セクションをご覧ください。）

ディズニーは、ディズニーILS監査基準に沿って実施するILS監査、およびディズニーが承認する社会順守監査機関が実施するILS監査以外にも、多様で適格なプログラムを受け入れています。（詳細は、マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査セクションをご覧ください。）



特定のPSCにある指定施設については、以下の要領で、ILS監査レポートを提出する必要があります。

- 指定施設の新規使用について:** ディズニーによる初回の承認および生産開始に先立ち、MCSの順守を証明するILS監査レポートを提出しなければなりません。ただし、レポートがディズニーに提出済みである場合を除きます。
- 新設施設について:** 新設施設とは、以前の場所から移転したものではなく、稼働期間が12か月未満の施設です。提出可能な記録が3か月分に満たない新設施設は、ディズニー・ブランド製品の生産資格を有しません。稼働開始から3か月以上12か月未満である新設施設については、ディズニーによる初回の承認と生産開始に先立ち、全稼働期間についての記録に基づきMCSの順守を証明するILS監査レポートを提出しなければなりません。
- 移転施設について:** 移転施設とは、同じ営業許可、必要な政府の認証、免許および許可を保持し、物理的に移転した施設です。(旧所在地と新所在地の合算した記録のうち) 必要な記録に基づいたMCS順守を証明するILS監査レポートを、ディズニーによる初回の承認および生産開始前に提出しなければなりません。さらに、ディズニーが過去5年以内に承認を取り消した指定施設からの移転である場合は、指定施設の復権プロセスを経る必要があります。(詳細は[指定施設の生産承認の取り消し](#)セクションをご覧ください。)
- ベター・ワーク施設について:** ベター・ワークプログラムに参加する指定施設に関しては、ディズニーは、ベター・ワーク審査に限り受理します。ベター・ワーク審査が入手可能な場合には、その代わりとして他のILS監査レポートを受理することはありません。

一部の指定施設は、同じくILS監査レポートを提出する他のディズニーのライセンサーやベンダーも使用するため、貴社のマンスリー・ステータス・レポートを確認して、適格なILS監査レポートを提出する必要があるかどうかを判断することが重要です。監査レポート提出期限または指定施設ステータスは、他のライセンサーやベンダーがILS監査レポートを提出した結果、変更する場合があります。(付録16: マンスリー・ステータス・レポートのサンプルで詳細をご確認ください。)



ご注意:

新たに申請された指定施設については生産に先立ち、および特定のPSCに所在する既存の承認済み指定施設のすべてについては毎年(またはディズニーの別途の指示に従い)、適格なILS監査レポートを提出する必要があります。

ILSの監査予定を組む前に、適格なILS監査レポートが存在しているかどうかをディズニーILS担当者または指定施設に確認することをお勧めします。

指定期日までに、適格なILS監査レポートを提出する必要があります。以上の要件が守れない場合には、FAMA撤回の対象となります。

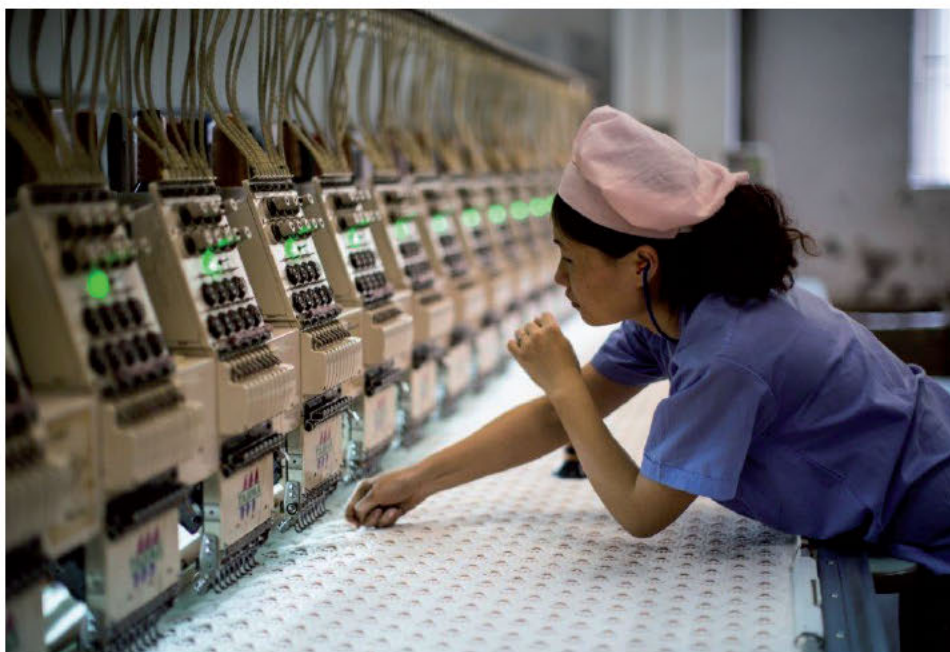


ILS監査レポートをディズニーに提出する義務がある場合に推奨される手順を以下に示します。これらの手順に従えば、ILS監査要件をより効率的に順守することができます。

1. 使用候補である指定施設のMCS順守を証明する適格なILS監査レポートがディズニーに提出済みであるかどうかを、ディズニーILS担当者に確認したうえで判断してください。
2. ディズニーに適格なILS監査レポートの提出記録がない場合、適格なILS監査レポートがあるかどうか、指定施設に確認してください。ディズニーは、幅広い適格な監査プログラムを受け入れています。(マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査)のセクションで、ILS監査の実施機関の代表例をご確認ください。)指定施設にそうしたレポートがある場合、そのレポートをディズニーに送付して下さい。
3. ディズニーが指定施設のILS監査レポートを保持しておらず、指定施設も提出可能な適格なILS監査レポートを持たない場合は、当該施設につき新たなILS監査の予定を組む必要があります。このILS監査が適格なILS監査とみなされるには、ディズニーの要件を満たさなければなりません。ILS監査レポートをディズニーに送付するのはライセンサーまたはベンダーの責任です。(適格なILS監査とILS監査レポートの要件)セクションで詳細をご確認ください。

ご注意：

既存の適格な監査レポートが提出可能であれば、監査の重複、コスト削減、是正や継続的改善へのリソースの再配分を最小限に抑えることができます。



適格なILS監査とILS監査レポートの要件

ディズニーは、適格なILS監査レポートである**既存**の監査レポートを提出することを貴社に推奨します。既存の適格な監査レポートを提出することで、監査の重複、コスト削減、是正や継続的改善へのリソースの再配分を最小限に抑えることができます。

ILS監査とILS監査レポートが「適格」となるには、以下の主要分野（このセクションの後続部分で詳述）での要件を満たす必要があります。

- ✓ ILS監査レポートの日付
- ✓ ILS監査の実施方法
- ✓ ILS監査レポートの内容と形式



以下のセクションでは、ILS監査レポートが適格とみなされるために満たすべき条件を詳しく説明します。

✓ ILS監査レポートの日付

ILS監査の実施日は、ディズニーへのレポート提出日からさかのぼって6か月以内でなければなりません。レポートは、ディズニーに登録済みのすべてのILS監査レポートより後の日付でなければなりません。

✓ ILS監査の実施方法

ILS監査は、次の要件のいずれかに沿って実施される必要があります。

- ディズニー承認のマルチステークホルダーや業界主導プログラムの基準に沿って実施される監査：ILSのウェブサイトで指定されている制限を条件として、各プログラムが承認する社会順守監査機関によって実施される必要があります。(マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査セクションで、承認監査機関の各プログラムのウェブサイトへのリンクをご確認ください。)

または

- ディズニーのILS監査基準に従って実施された監査：ディズニーがILS監査の実施を承認する社会順守監査機関によって実施されなければなりません。(付録5：社会順守監査機関でILS監査の代表的実施機関の例をご確認ください。)

または

- 確立されたブランド、小売業者、ライセンサー、またはベンダーのディズニーが認定するプログラムに従って実施された監査：上述したように、適格な社会順守監査機関によって実施されなければなりません。これには、周知のブランド、小売業者、ライセンサー、ベンダーのディズニーが認定したプログラムにおける内部または専属監査部門によって実施される監査などが含まれる場合があります。

✓ ILS監査レポートの内容と形式

ILS監査レポートは、以下のすべての要件を満たしていなければなりません。

- 指定施設の労働条件を記録し、ディズニー規範の全要素を網羅していること（児童就労、自由意志によらない労働、強制およびハラスメント、差別の禁止、組合、健康と安全、報酬、環境保護、その他法令の順守、下請け、監視と順守、公表等）。
- 指定施設の正式名称、住所、および電話 番号（階数や建物名、通りの名称、区域、市、国など）を明示していること。
- ILS監査の実施日、該当する場合は監査を実施した社会順守監査機関の名称を記載していること。
- 表記は英語で、電子的方法で提出すること。

マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査

ディズニーは、幅広い適格監査プログラムを受け入れていますが、以下をはじめとするマルチステークホルダーや業界主導団体が実施するILS監査が望まれます。

- **Amfori-旧Business Social Compliance Initiative (BSCI)**
- **ベター・ワーク・プログラム (Better Work Program) (付録7: ベター・ワーク・プログラムへの参加と手順で詳細をご確認下さい。)**
- **Fair Labor Association (FLA)**
- **The Fashion Jewelry and Accessories Trade Association (FJATA)**
- **ICTI Ethical Toy Program-旧国際玩具協会 (ICTI) ケアプロセス監査プログラム (International Council of Toy Industries (ICTI) CARE Process Audit Program)**
- **Responsible Business Alliance (RBA) -旧 the Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC)**
- **Sedex Members Ethical Trade Audit (SMETA)**
(SMETAで実施されるILS監査のディズニーでの受け入れに関する詳細は、下記サイトのUpdates and Notification (更新とお知らせ)のセクションでご確認ください:
www.DisneyLaborStandards.com)
- **Social Accountability International SA 8000 Standard**
- **Worldwide Responsible Accredited Production (WRAP)**

上記プログラムに基づいて実施されるILS監査も、適格なILS監査のすべての要件を満たしている必要があります。

ディズニーは、指定施設の認証、順守シール、内部審査または内部監査、部分的なレポート、暫定レポート(ディズニー改善案同意報告書を含みます)、評価を指定施設の完全なILS監査レポートの代わりとして認めていません。追跡ILS監査レポートを提出する際は、当該監査サイクル内に実施されたそれ以前のすべてのILS監査レポートを添付する必要があります。

ご注意：

監査はプロセスの一部にすぎません。貴社は、継続的改善を促進するために、定期的に指定施設に働きかけることを期待されます。



改善案(「CAP」)

ILS監査レポートの審査後、ディズニーは改善案(「CAP」)を発行する場合があります。こうした改善案は、ディズニー規範の違反の概要が提示されます。追跡ILS監査が必要となる前に、指定施設と共にCAPを見直し、判明したMCS違反の速やかな是正を実施することが求められます。

(付録14:改善案のサンプルで補足情報を、不順守状態の改善 セクションで詳細をご確認ください。) さらに、CAPまたはILS監査レポートを使って、判明したすべてのディズニー規範違反に対処し、指定施設の労働条件の継続的な改善を行ってください。

社会順守監査機関および社会順守コンサルタントとの連携

社会順守監査機関は、ディズニーの認定プログラムを使ってILS監査を実施し、一部のケースでは、順守違反の是正支援に協力することもあります。(付録5:社会順守監査機関でILS監査の代表的な監査機関の例をご確認ください。) ディズニーは、社会順守監査機関や社会順守コンサルタントによる、ディズニー方針の解釈、指定施設がディズニー基準に準拠しているかどうかの意見、またはフォローアップ活動に関するガイダンスなどの一切に拘束されません。

社会順守コンサルタントや社会順守監査機関に依頼する前に、指定施設管理者がディズニー規範を理解し、監査人が指定施設の敷地、雇用主が提供する住宅施設、関連文書、従業員(極秘の個別面談)への正確、完全、無制限のアクセスを許可されることを確認してください。(付録12:ILS監査行程表のサンプルおよび付録13:ILS監査記録チェックリストのサンプルで詳細をご確認ください。)

社会順守監査機関と連携するにあたって、以下を貴社は実施いただくとよいでしょう。

- 社会順守監査機関に適格なILS監査を実施するように依頼します。
- 指定施設の場所や監査機関の供給力によっては準備に時間がかかる場合もあるため、貴社が選択した機関が、貴社のスケジュールに沿ってILS監査を実施できるか確認します。
- 社会順守監査機関のILS監査結果を精査し、是正計画を指定施設に通知します。
- ILS監査レポートのコピーをディズニーに送付します。社会順守監査機関は、ライセンサーやベンダーが特に認めない限り、ディズニーにILS監査レポートを送付することはありません。

ご注意：

いかなる社会順守監査機関または社会順守コンサルタントも、ILS監査がディズニーに適格とされるか、または指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認の取得を保証することはできません。



VII. 不順守状態の改善

ディズニーは、ディズニー・ブランド製品の生産に従事する指定施設が、コンプライアンス最低基準（「MCS」）を満たし、維持することを求めます。指定施設の継続使用の条件として、ライセンシーおよびベンダーはその指定施設（またその指定施設を使用する他のライセンシーやベンダー）と連携し、下記の期間内にILS監査によって特定されたMCS違反を是正、改善する責任を負います。

違反を是正できる場合、ディズニーは、指定施設との取引を打ち切るよりも、働きかけを継続して当該施設の労働条件を改善するよう推奨しています。指定施設がMCSを満たした後も、貴社は、当該施設が継続してMCSを順守し、当該施設のILS監査中および生産過程で判明したその他のディズニー規範違反に直ちに対処するために施設と協力し続ける責任があります。

MCS順守の義務

ディズニー・ブランド製品の生産に使用する指定施設のILS監査レポートに、その施設がMCSを満たしていないことが示されている場合：

- ILS監査レポートで指摘された違反の概要を示した改善案（「CAP」）を受け取ります。
（付録14: 改善案のサンプルで詳細をご確認ください。）これは、参考として貴社の指定施設の管理者と共有すべき事項です。
- 指定施設と連携してMCS違反を是正し、MCS違反が是正されたこと、および追加のMCS違反が存在しないことを示す新しい適格なILS監査レポートの提出まで通常、120日間の猶予が与えられます。指定施設がディズニーまたはディズニーの委託により実施されたILS監査でMCSを満たさなかった場合、ディズニーはCAP通知日から約120日以内にILS追跡監査を実施するよう手配します。ディズニーは、重大な違反を伴う特定のケースでは、是正期間を短縮する場合があります。
- 貴社はその指定施設、社会順守監査機関、社会順守コンサルタントと連携し、MCS違反の是正、指定施設労働条件の改善に努める責任があります。
- 次回ILS監査までに指定施設がMCSを確実に順守していないと、指定施設はディズニー・ブランド製品の生産承認を撤回されることになります。

ご注意：

MCS違反を指摘された場合、違反の是正、新規ILS監査の実施、ILS監査レポートのディズニーへの提出に通常120日間の猶予が与えられます。



MCSの違反例

MCSの違反例については、付録4: コンプライアンス最低基準 (MCS) の違反例で詳細をご確認ください。

継続的改善のための期待事項

MCSは、ディズニー・ブランド製品の生産をするため、指定施設が満たし、維持しなければならないディズニー規範順守の最低レベルです。また、貴社は指定施設での労働条件の継続的改善を促し、指定施設がディズニー規範を完全に順守することを保証するため、商業的に妥当な努力をすることに対しての責任も負います。ディズニーは、指定施設の使用承認の継続、または他のライセンシーおよびベンダーに新たに同指定施設を使用する承認を与える場合に、継続的な改善の進捗状況と一貫性を考慮する可能性があります。

ライセンシーおよびベンダーは、指定施設による労働慣行の強化と労働条件の改善を促進するため、社会順守監査機関または社会順守コンサルタントと契約することもできます。(付録6: 社会順守コンサルタントの参照リストで詳しい情報をご確認ください。)

ご注意：

ディズニーでは通常、MCS違反が是正されたことを証明するため、120日以内に追跡ILS監査を義務付けています。MCS違反の是正ができない場合、施設におけるディズニー・ブランド製品の生産承認を即時に取り消す結果を招きかねません。ディズニーは、継続的な改善努力の一環として、MCS以外のディズニー規範違反の改善に取り組むことを貴社に期待します。



VIII. 指定施設の生産承認の取り消し

ディズニーは、ライセンサー、ベンダーおよび指定施設と協力し、労働慣行と労働条件の強化および改善に努めます。但し、特定の指定施設では、ディズニー・ブランド製品の生産承認を撤回する場合があります。指定施設の生産承認の取り消し(「FLOPA」)は、ライセンサーまたはベンダーが指定施設に、ILSプログラム要件の順守を徹底できなかった場合に起こる可能性があります。

以下の場合、指定施設の生産承認を取り消す可能性があります。

- 特定されたコンプライアンス最低基準 (MCS) 違反が猶予期間内に是正されなかった場合。
- 最初のILS監査でMCS違反が指摘された後、MCS違反がさらに判明した場合。
- ILS監査が不正行為、賄賂、ハラスメント、脅迫、その他従業員や監査人に対する不当な影響力の行使を通じて遂行されたか、ILS監査にこうした行為が関わったとディズニーが合理的に確信を持つに至った場合。
- ディズニーまたはディズニーが委託する第三者が実施したILS監査において、監査人が指定施設、従業員との個人面談または記録へのアクセスを二度にわたり全面的または一部拒否された場合。
- MCS違反が判明した初回ILS監査に続く追跡ILS監査の実施を、ディズニーまたはディズニーが委託する第三者が試みて、実施できなかった場合。
- 指定施設が、所在するPSCに適用されるすべての条件を順守しない、または継続的に順守しない場合。
- 指定施設が、ディズニー、その関連会社、またはそのライセンサーが所有、共同所有、またはライセンスしている知的財産を、指定施設が許可されていない目的のために使用し、かつそのような未許可の活動をディズニーの指示に沿って停止しない場合。

ご注意：

ディズニーからの通知により要求された場合、該当指定施設を使用しているすべてのライセンサーおよびベンダーは、ディズニーから書面による通知を受けた日から30日以内、または法令で別段に定められたとおり、ディズニー・ブランド製品の生産を速やかに停止し、完成・未完成を問わず、あらゆるディズニー・ブランド製品（成型品の型や材料を含みます）を撤去しなければなりません。



ディズニー・ブランド製品生産の停止

ディズニーが指定施設の生産承認を取り消した場合。

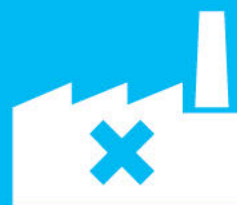
- 該当指定施設を使用しているすべての（または該当指定施設を以前使用した）ライセンシーとベンダーに、指定施設のFLOPA（指定施設の生産承認の取り消し）レターが送付されます。（付録15：指定施設の生産承認取り消しレターのサンプルで詳細をご確認下さい。
- 当該指定施設を使用するすべてのライセンシーおよびベンダーは、ディズニー・ブランド製品の製造を速やかに停止し、完成品、仕掛品を問わず、あらゆるディズニー・ブランド製品（成型品の型や材料を含みます）を速やかに撤去しなければなりません。こうしたすべての対応は、ディズニーの書面通知から30日以内、または法令に定められた期間までに完了する必要があります。

指定施設の復権のプロセス

指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産承認が撤回された場合、該当指定施設は12か月後に復権の承認を得る資格が生じます。指定施設に復権の資格があるかどうか判断するには、貴社のディズニー担当者にお問い合わせください。いかなる場合でも復権はディズニーの裁量に基づきます。

留意点：

指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を取り消された場合、すべてのライセンシーとベンダーはその指定施設を使用することができなくなります。



IX. ILS監査と指定施設の開示

ディズニーは、ILS監査レポートを第三者（同指定施設を使用している他のライセンシーまたはベンダー、ディズニーを代理する社会順守監査機関および非営利組織（NGO）を含みます）（以下「第三者」と呼ぶ）に開示することができます。ただし、こうした開示の際、事前の書面による同意を得ずにライセンシーやベンダーを特定できる情報に言及することはありません。

ライセンシーやベンダーは、自社または代理人が実施したILS監査のレポートを第三者に開示することができます。ただし、ディズニーの書面による事前の同意を得ずに、ディズニーやいかなるディズニーの知的財産または製品に言及することはできません。

ILSプログラムに関連して、ディズニーは、あらゆる指定施設の名称および住所を、ライセンシーおよびベンダーの同意なくして、一般あるいは「第三者」に開示することができます。

著作権侵害防止活動の一環として、また円滑な製品出荷のため、ディズニーは、世界中の通関・法執行機関職員、またはこのような取り組みを支援する可能性のあるその他の「第三者」と意思疎通を図り、ディズニーが所有または管理する知的財産の正規ユーザーを特定する情報を提供することができます。こうした情報には、ライセンシーおよびベンダー、指定施設、指定施設・製造承認（「FAMA」）申請書上のその他の情報が含まれます。

ディズニーは、契約上の権利を行使する必要およびその知的財産を保護する必要があると認めた場合、ILS監査、FAMA申請書、その他のあらゆる情報を開示することができます。

X. ディズニーILS倫理規定

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーとその関連会社（「ディズニー」と呼ぶ）の全従業員は、ディズニーのウェブサイト上の「倫理的行動」セクションで定める一定の倫理的かつ法的な基準を順守することを求められます。ディズニーは、全世界的に、日常業務においてこの基準を順守しています。

さらに、ディズニーは、社会順守監査機関やディズニーが委託する他の者（総称して「ディズニー代理人」という）が同様の基準に従うことを求めます。とりわけこれらの基準は、ディズニー代理人が独立した判断と公平な評価を行うことを妨げる可能性がある、または妨げるものとみなされる個人または法人からの勧誘、申し出、金品の受領を厳格に禁じています。

さらに、いかなる個人または法人も、ディズニー代理人に影響を及ぼす意図を持って金銭等価物を提供してはなりません。これはそうした意図があると一般的に見受けられる場合も同様です。以下に金銭等価物の具体例を挙げます。

- 現金、謝礼、給付金、割引、特典、貸付金、宿泊費またはその他の便宜。
- ディズニー代理人の業務上合理的かつ偶発的な必要性が認められない食事および旅費。

個人や法人がディズニー代理人に影響を及ぼそうと試みる行為は、ディズニー製品の製造契約の即時解除の対象となります。

ディズニー代理人の行動に懸念や疑義を抱いた場合や、倫理方針の違反を報告する場合には、以下の電話番号から貴社の地域のディズニーホットラインにただちにご連絡ください。

国	ホットラインの電話番号
アルゼンチン	0800-666-1676
オーストラリア	1-800-20-8921 OPTUS、1-800-14-0796 TELSTRA
オーストリア	AT&T : 0800-200-288、ガイドライン : 800-699-4870
ベルギー	現地人事部に報告
ブラジル	0800-891-4137
カナダ	1-800-699-4870
チリ	1230-020-2093
中国	10-400-888-0347
チェコ共和国	直通ダイヤルガイドライン : 800-143-385
デンマーク	AT&T : 8001-0010、ガイドライン : 800-699-4870
ドバイ	AT&T : 8000-021、ガイドライン : 800-699-4870
フィンランド	AT&T : 0-8001-10015、ガイドライン : 800-699-4870
フランス	直通ダイヤルガイドライン : 0800-90-6152
ドイツ	直通ダイヤルガイドライン : 0800-180-7608
ギリシャ	AT&T : 00-800-1311、ガイドライン : 800-699-4870
香港	800-90-1454
ハンガリー	直通ダイヤルガイドライン : 06-800-20-140
インド	AT&Tのダイレクトコード : 000-117をダイヤルし、 トーンが鳴ったら次の番号をダイヤル : 800-699-4870
アイルランド	AT&T : 1-800-550-000、ガイドライン : 353-800-699-4870
イスラエル	直通ダイヤルガイドライン : 180-941-9858
イタリア	直通ダイヤルガイドライン : 800-787634
日本	00531-11-5136 (KDDI) 、0066-33-830169、 0044-22-112725 (SOFTBANK) 、 0034-800-900267 (NTT)

国	ホットラインの電話番号
韓国	00798-1-1-005-8393 (KOREAN TELECOM) 、 0308-1-10492 (DACOM) 、 00368-11-0099 (ONSE)
ルクセンブルク	AT&T : 800-2-0111-352、ガイドライン : 800-699-4870
メキシコ	001-800-620-1445
オランダ	ガイドライン : 0800-4444-002
ニュージーランド	704-973-0301、コレクトコールを要請してください
ノルウェー	AT&T : 800-190-11、ガイドライン : 47-800-699-4870
ポーランド	直通ダイヤルガイドライン : 0-0-800-111-1986
ポルトガル	AT&T : 800-800-128、ガイドライン : 800-699-4870
ロシア	AT&T : 363-2400 (モスクワ) 、ガイドライン : 800-699-4870
シンガポール	704-973-0301、コレクトコールを要請してください
南アフリカ	直通ダイヤルガイドライン : 0800-99-9673
スペイン	直通ダイヤルガイドライン : 900-97-1014
スウェーデン	AT&T : 020-799-111、ガイドライン : 800-699-4870
スイス	AT&T : 0-800-890011、ガイドライン : 800-699-4870
台湾	704-973-0301、コレクトコールを要請してください
トルコ	AT&T : 0811-288-0001、ガイドライン : 800-699-4870
英国	直通ダイヤルガイドライン : 0808-234-6062
米国	1-800-699-4870
ベネズエラ	AT&Tのダイレクトコード : 0-800-552-6288をダイヤル、 トーンが鳴ったら次の番号をダイヤル 800-699-4870

ホットラインは、1年365日24時間利用可能です。ディズニーは、弊社に対して不法行為の疑いを報告していただいた方に対するいかなる形での報復も厳格に禁止しています。報告は匿名でも受け付けられます。法令上要求される場合や、ILSプログラムやその他のディズニーの権利と利益を守るため必要な場合に、開示する権利を保持しなければならないときにも、ディズニーは報告の秘匿性が保たれるよう相応の努力をいたします。

付録

A1	<u>付録1:用語集</u>	33
A2	<u>付録2:よくあるご質問</u>	35
A3	<u>付録3:ディズニー製造業者行動規範</u>	39
A4	<u>付録4:コンプライアンス最低基準 (MCS) の違反例</u>	41
A5	<u>付録5:社会順守監査機関</u>	43
A6	<u>付録6:社会順守コンサルタント参照リスト</u>	45
A7	<u>付録7:ベター・ワーク・プログラムへの参加と手順</u>	47
A8	<u>付録8:調達許可国 (PSC)</u>	49
A9	<u>付録9:指定施設・製品承認 (FAMA) 申請書</u>	51
A10	<u>付録10:指定施設・製品承認 (FAMA) のサンプル</u>	53
A11	<u>付録11:監査通知書 (COCAN) のサンプル</u>	54
A12	<u>付録12:ILS監査行程表のサンプル</u>	55
A13	<u>付録13:ILS監査記録チェックリストのサンプル</u>	56
A14	<u>付録14:改善案 (「CAP」) のサンプル</u>	60
A15	<u>付録15:指定施設の生産承認取り消し (「FLOPA」) レターのサンプル</u>	61
A16	<u>付録16:マンスリー・ステータス・レポートのサンプル</u>	62
A17	<u>付録17:FAMA撤回レターのサンプル</u>	64
A18	<u>付録18:FAMA撤回－UTS (Unable to Schedule: 監査のスケジュールが組めない) レターのサンプル</u>	65

付録1

用語集

無地とは、無地または一般的な製品、部品、素材（無地か一般的な段ボール箱、ラップ、飾りのないボタン等）で、ディズニーの知的財産を含まず、構成要素とせず、利用していないものを称します。

規範とは次のいずれかを意味します。(i) ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーおよびその関連会社が採用する製造業者行動規範（「ディズニー規範」）、または(ii) ディズニーが独自の判断で認める別の労働基準。ディズニー規範は、ILS ウェブサイトに掲載されています。

指定施設とは、ライセンシーもしくはベンダー自身、または第三者の製造業者、販売業者、工場、農場、供給業者、その他の施設（下請業者を含みます）で、製品やその部品・パッケージ、販促プレミアム品、その他これらに関連するアイテムを生産、加工、仕上げ、組み立て（例えば、1つ以上の個別製品を別の製品セット、束、複数の包みに組み合わせたものも含まれます）、または梱包する事業者を言います。こうした製品等はそれぞれ有形で（したがって、デジタル形態だけのものは除かれます）、ディズニーの知的財産（すなわち、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーまたはその関連会社が所有または管理する名称、マーク、ロゴ、キャラクター、アートワーク、その他の所有素材）が含まれているか、構成要素となっているか、利用されています。当マニュアルでは、これらを「ディズニー・ブランド製品」と呼びます。

FAMA申請書とは、指定施設・製品承認申請書（ILSウェブサイトまたはディズニーにより使用されている他のウェブサイトに掲載）の最新版を指し、ライセンシーまたはベンダーは指定施設ごとに作成して、ディズニーに提出する必要があります。

ILS監査とは、指定施設がILSコンプライアンス最低基準、ディズニー規範、その他法令を順守しているかどうか評価するために使われる施設の労働基準の査察および監査を意味します。

ILSウェブサイトとは、www.DisneyLaborStandards.com（または承継サイト）を指します。

法律とは、ディズニー・ブランド製品に関するディズニーと貴社との契約に付随して適用される当該契約に基づく貴社のいずれかの活動に付随して適用される法律、規則、規制（国や地方の法律、規則、規制、条約その他の法的義務を含みますがこれらに限定されません）を指します。かかる適用法には、以下を対象とするものも含まれます（ただしこれらに限定されません。）(i) 税金、(ii) 消費者や製品の安全性、(iii) データの保護および個人識別情報のプライバシーと保護、(iv) 未成年者、従業員、環境の保護、(v) 1977年米国海外腐敗行為防止法およびその改訂（および地方や外国の同等の法律）、(vi) 米国の貿易制限をはじめとする貿易制限（通関、輸出・輸入規制、制裁、禁輸等）、(vii) ディズニー・ブランド製品の製造、ラベル付け、価格設定、販売、流通。

コンプライアンス最低基準とは、ILSプログラムに従い、ディズニー規範の順守に関して最低限許容できる水準を意味し、(i) 次の(a) から(g) のいずれも存在せず、かつ(ii) ディズニー規範および適用法令の順守を評価するのに必要なすべての情報（例として完全で正確な記録、工場従業員・工場敷地内へのアクセス）が提供されることで証明されます。

(a) 児童就労、(b) 自由意志によらない労働、(c) 強制およびハラスメント、(d) 差別、(e) 職場の健康および安全面での深刻な状況、(f) 組合結成の自由の妨害、(g) 在宅労働者への無断の業務委託。

調達許可国または「PSC」とは、ライセンシーおよびベンダーが製品やその構成品・パッケージ、販促プレミアム品（原材料や無地のアイテムも含みます）を製造または調達することができるディズニーが特定する国を指します。ディズニーは、一定の調達許可国において前述の活動を行う条件として、追加的な要件を設定することができます。調達許可国の最新リストは、ILSウェブサイトから入手可能であり、このILSプログラム・マニュアルにも含まれています。

人物とは個人または法人を意味します。

禁止対象人物とは、法律によってライセンシーもしくはベンダーが取引を行ってはならない相手の人を意味します。適用法によりある人物が禁止対象になる場合は、ディズニーからの通知を要することなく、かかる適用法の発効日付けで自動的に禁止対象となります。そのような変更を監視するのはライセンシーおよびベンダーの責任です。

POS/広告とは、広告もしくは店頭マーケティングのみを意図した、垂れ幕、看板、立て看板およびディスプレイ、チラシ、回報、広告掲示板、ラップ、値書きサイン、什器、ストッパー、ロール・スタンド、ホーディングやカタログを含みますがそれに限定されない印刷素材を意味します。POS/広告は、消費者に提供される有形の景品や、販促用の賞品を含みません。

原材料とは、ディズニーの知的財産を含まず、構成要素とせず、利用しない綿、金属、紙などの一般的な一次産品を意味します。

社会順守監査機関については、付録5で定めています。

付録2

よくあるご質問

1. ディズニー・ブランド製品を生産するすべての指定施設について、ILS監査レポートを提出する必要がありますか？ 複数のライセンシーやベンダーに使用される指定施設はどのように扱われますか？

- 適格ILS監査レポートは、「ILS監査が必要」として指定されたPSCにある指定施設についてのみ、ライセンシーおよびベンダーから提出される必要があります。「ILS監査が不要」として指定されているPSCにある指定施設については、適格なILS監査レポートをライセンシーおよびベンダーが提出する必要はありません。ライセンシーおよびベンダーは、いかなる場合でも、指定施設・製品承認（「FAMA」）申請書を提出して、各指定施設を申請しなければなりません。
- ディズニーが指定した期間につき、適格なILS監査レポートが各指定施設につき一部必要です。コンプライアンス最低基準を満たす指定期間内の適格な監査レポートがディズニーに既に提出されている指定施設については、別のレポートの提出は不要となります。
- 指定施設につき提出される適格なILS監査レポートは、当該施設を使用する各ライセンシーやベンダーが受け取るマンスリー・ステータス・レポートの「必要な対応」セクションに記載される次回監査レポート提出期限に反映します。

2. 適格な監査レポートとは？

- ILSプログラム・マニュアルの適格なILS監査とILS監査レポートの要件セクションで、適格なILS監査とILS監査レポートの詳細をご確認ください。
- ディズニーは、指定施設の認証、順守シール、内部審査、または自社による監査、部分的レポート、暫定レポート（ディズニー改善案同意報告書を含みます）、評価を指定施設の完全なILS監査の代わりとして認めていません。

- ILS追跡監査レポートを提出する際は、ディズニーに既に前回の監査が登録されていない限り、当該監査サイクル内に実施された前回のILS監査のレポートも全て添付する必要があります。

3. ディズニーはどの監査プログラムを受け入れていますか？

ディズニーは次の監査プログラムを受け入れています。(a) ディズニーが認定するマルチステークホルダーや業界主導のプログラムの基準に沿って、各プログラムが承認した社会順守監査機関が実施するILS監査。(b) ディズニーのILS監査基準に沿って、ディズニーが承認する社会順守監査機関が実施するILS監査。(c) 確立されたブランド、小売業者、ライセンシー、ベンダーによって運営されるディズニーが認定するプログラムの基準に沿って、ディズニーが承認する適格な社会順守監査機関、またはプログラムの内部または専属監査部門がディズニーの承認を得て実施するILS監査。監査が審査の対象となるかどうか不明な場合は、貴社担当のディズニーILS担当者までお問い合わせください。

4. ILS監査レポートの評価に、ディズニーはどのくらいの時間を要しますか？

審査のために適切なILS監査レポートをディズニーに提出すると、レポートは迅速に処理されます。ライセンシーおよびベンダーは、追加説明を要しない限り、ディズニーが適格なILS監査レポートを受理してから最大30日かかることを予測してください。監査にかかる期間は大きく異なる場合があります。ライセンシーおよびベンダーは、監査会社の処理能力や現地の祝・休日など、ILS監査スケジュールに影響を与える可能性がある外的要因があることを認識することが重要です。マンスリー・ステータス・レポートに記載されている次回のILS監査レポートの提出期限に基づき、適格なILS監査の依頼を検討する場合に、ライセンシーおよびベンダーは上記に留意する必要があります。

5. 指定施設がディズニーのコンプライアンス最低基準（「MCS」）を満たさない場合、どうなりますか？

- 新規に申請する指定施設がMCSを満たさない場合、生産を開始できません。
- 貴社がFAMAを所有する指定施設がMCSを維持していない場合、ディズニーに適格なILS監査レポートを提出することにより、すべてのMCS違反の是正を証明するために通常120日の猶予が与えられます。必要な是正措置を講じない場合、当該施設でのディズニー・ブランド製品の生産承認の取り消しにつながり、当該施設を使用するライセンサーおよびベンダーは、施設での全製品の生産を速やかに停止する必要があります。必要期間内に適格なILS監査レポートを提出しなかった場合、FAMA撤回が生じる可能性があります。

6. 最近、ILS監査レポートを提出し、指定施設はMCSの順守を証明したばかりです。ディズニーはなぜ、同じ指定施設で新規監査スケジュールを組むのでしょうか？

ディズニーは通常、世界中のあらゆる場所でいつでも指定施設を監査する権利を保有するからです。適格なILS監査レポートを提出済みであっても、ディズニー・ブランド製品を製造する指定施設の労働条件を確認するため、定期的に監査を実施します。

7. 指定施設が提供するFAMAは、当該施設がディズニー・ブランド製品の生産を承認されている十分な証拠となりますか？

いいえ。FAMAは、指定施設でなくライセンサーおよびベンダー宛てに発行されます。FAMAは記載されたライセンサーまたはベンダーに対して、当該指定施設での生産のみを許可します。ディズニーが貴社に対し、指定施設のFAMAを発行するまでは、当該指定施設でディズニー・ブランド製品の製造を開始することはできません（他のライセンサーまたはベンダーが現在その指定施設を使用している場合であっても該当します）。

8. 他のライセンサーおよびベンダーと共同使用する指定施設で生産開始の承認が得られない理由は？

指定施設の使用承認は、施設ではなく、ライセンサーまたはベンダー宛てに発行される固有のものだからです。指定施設には、新しいFAMAの発行を妨げる保留事項がある場合があります。（例：当該指定施設の適格なILS監査レポートが登録されていないなど）。前述の場合、貴社のディズニーILS担当者に詳細をお問い合わせください。

9. マンスリーステータス・レポートで、使用を停止した指定施設がなお表示される理由は？

使用していない指定施設は、登録失効後も一定期間、マンスリー・ステータス・レポートに「使用終了/停止施設」として掲載され続けます。上記の施設は貴社の参照用にレポートとして保管され、当該指定施設に新しくFAMAを発行するまではディズニー・ブランド製品の生産のために当該指定施設を使用する権限がないことを十分に認識してください。

10. 他のブランドまたは小売業者がディズニー・ブランド製品の製造に使用する指定施設のリストを入手できますか？

いいえ。ディズニー・ブランド製品の自社のサプライチェーンを適切に管理する責任は、各ライセンサーおよびベンダーにあります。これには、準拠指定施設を特定し、ILSプログラムの要件を常に満たす努力をする義務が含まれます。

11. ディズニー・ブランド製品を生産する承認を得た後はどうすればいいのですか？

指定施設と引き続き連携して、適切な労働条件が維持されるよう徹底し、速やかに問題を解決し、ILSプログラムが要求する事後のILS監査を手配してください。

- ディズニーは、指定施設がMCSを満たす場合でも、その指定施設の労働条件がディズニー規範に完全に準拠していない場合があることを認識しています。したがって、ライセンシーおよびベンダーは指定施設と連携して、ディズニー・ブランド製品を生産するすべての指定施設における労働条件の継続的改善を働きかける責任を負います。
- 指定施設リストの変更があれば、ディズニーに報告してください。

12. 検証とは何ですか。私の施設が検証中になっている理由は？

- 検証とは、指定施設に関する最も正確な情報を判断するためにディズニーが行うプロセスです。ディズニーは、FAMA申請書に掲載されている指定施設に連絡して、住所、電話番号、正式名称など指定施設の情報の正確性を確認します。
- ディズニー・ブランド製品の生産前に、ディズニーから連絡を受け、検証に必要な質問に返答する必要があることを、貴社の指定施設の担当者または管理者が確実に理解しておくようにしてください。

13. 指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を失った旨の通知は誰に送付されますか？

- 指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を取り消された場合、現在または以前、当該指定施設をディズニー・ブランド製品の生産に使用したことがあるすべてのライセンシーおよびベンダー宛てに、指定施設の生産承認取り消し（「FLOPA」）レターが送付されます。このレターは、貴社が現在当該施設で生産しているか否かに関わらず、施設の承認取り消しを十分に認識していることを確認するために発送されます。

14. ある一つのマーケットでディズニーと複数契約を結んでいる場合、各契約に関連して使用する施設について、FAMA申請書を個別に提出しなければなりませんか？

特定マーケットで、ディズニーと締結している有効な全契約を基に使用する予定の施設は、FAMA申請書を1部のみ提出する必要があります。新しいFAMA申請書の第3項に、そのマーケットで一緒に仕事をしているすべてのディズニー・ビジネス・ユニットを特定する必要があります。（以下参照）。

マーケットのリスト：

地域	マーケット
アジア、太平洋諸島、オーストラリア、ニュージーランド (APAC)	オーストラリア/ニュージーランド、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、中国、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム
ヨーロッパ、中東、アフリカ (EMEA)	ベネルクス、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イベリア、イスラエル、イタリア、ロンドン(地域)、中東、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ、英国(ロンドンを除く)
ラテンアメリカ (LATAM)	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、CAC（中央アメリカとカリブ海地域）、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、マイアミ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ
北アメリカ (NA)	バーバーク、カナダ、オランダ、米国（マイアミを除く）

FAMA申請書の第3項のサンプル

3. AGREEMENT (Include all Business Units you engage with by Geographic Market)			
DISNEY BUSINESS UNIT	DISNEY BUSINESS UNIT CONTACT	DISNEY CONTRACT DEAL NUMBER(S)	ILS REPRESENTATIVE
Licensing Shanghai	Jane Doe	874633637475	Janet Jones
Shanghai Disneyland	John Smith	N/A	Jim Smith
Studios Shanghai	John Doe	N/A	Mary Taylor

15. 複数マーケットでビジネス・ユニットと契約を結んでおり、各契約の下で同じ指定施設を生産に使用する場合、全マーケットを対象とするFAMA申請書を1部だけ提出してもいいですか？

- いいえ、各指定施設につき、契約を結んでいる各マーケット毎に、FAMA申請書を各1部ずつ提出する必要があります。（そして、FAMA申請書で当該マーケットのすべてのディズニー・ビジネス・ユニットとの関係を特定してください。
- 例えば、貴社がディズニーランド・パリとビジネスを行い、カナダではコンシューマ・プロダクツと契約している場合、ディズニーランド・パリの事業に関連して指定施設のFAMA申請書をディズニーランド・パリのディズニーILS担当者に提出し、2件目のFAMA申請書をカナダのコンシューマ・プロダクツのディズニーILS担当者に提出する必要があります。

16. FAMAの有効期限はどのくらいですか？

- FAMAは通常、発行日から3年間有効です。ただし、FAMAがディズニーにより撤回された場合、またはディズニーと貴社の契約が終了した場合を除きます。
- これは年次監査要件（該当する場合）とは別件になります。マンスリー・ステータス・レポートを参照し、必ず特定の指定施設の次の監査レポート提出期限を確認してください。

付録3

ディズニー製造業者行動規範

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーは、次のことを行動規範としている。

- 世界の隅々に至るまで、弊社事業のあらゆる面で卓越した基準を維持する。
- 弊社の事業運営のすべてにおいて、倫理にかなう、責任ある行動をする。
- すべての個人の権利を尊重する。
- 環境を尊重する。

弊社は、すべてのディズニー製品の製造業者が、これと同じ規範を順守することを期待している。弊社は、すべてのディズニー製品の製造業者に対し、以下の基準を守ることを義務づけている。

製造業者行動規範	
児童就労	製造業者は、児童を就労させないこと。 「児童」とは、15歳未満の者（現地の法律上許される場合には14歳未満の者）、または、それ以上でも現地の法律に基づく最低雇用可能年齢、あるいは義務教育を終了する年齢に満たない者を言う。 製造業者が「児童」の定義に該当しない若年労働者を雇用する場合、その若年労働者に適用される一切の法律および規則を順守すること。
自由意志によらない労働	製造業者は、受刑者の労働、拘束労働、年季奉公、その他のいかなる形式を問わず、強制労働や自由意志によらない労働を使用しないこと。
強制およびハラスメント	製造業者は各従業員の尊厳を守り、体罰、暴力による脅し、もしくはその他の身体的、性的、心理的または言葉によるハラスメントや虐待をしないこと。
差別の禁止	製造業者は、人種、宗教、年齢、国籍、社会的もしくは民族的出自、性的嗜好、性別、政治的意見、または障害を理由にして、給与、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、または退職等の雇用および雇用慣行について差別をしないこと。
組合	製造業者は、従業員が合法的かつ平和的な方法で連合し、組織を作り、団体交渉を行う権利を尊重し、これらに対し罰則を科したり妨害したりしない。
健康および安全	製造業者は、適用されるすべての法律および規制に適合した、安全で健康的な仕事を従業員に提供し、少なくとも、飲料水および衛生施設が問題なく利用でき、火災時の安全、および適切な照明・換気が確保されるようにすること。製造業者は、従業員に提供している住宅にも、同様の健康および安全の基準が適用されるようにすること。
報酬	ディズニーは、賃金は従業員の基本的要求を満たすために極めて重要な要素であることを、製造業者が認識するよう期待している。製造業者は、最低限、適用されるすべての賃金および時間に関する法律および規則を順守し、法律で義務付けられた福利厚生を提供すること。この法律および規則には、最低賃金、時間外労働、最大労働時間、出来高給およびその他の報酬に関するものを含む。特別な業務状況にある場合を除き、製造業者は、従業員を次のいずれか少ない方の時間数を超えて働かせてはならない。(a) 週48時間＋時間外労働12時間、または (b) 現地の法律で許されている通常および時間外労働の最大時間数、もしくは現地の法律で最大労働時間数に関する定めがない場合は、通常の週労働時間数＋時間外労働12時間。加えて、特別な業務状況にある場合を除き、従業員は少なくとも7日ごとに1日の休日をとる権利を有する。 製造業者は、従業員の時間外労働を、法律で定められている割増率で補填すること。法律で割増率が定められていない場合は、少なくとも通常の時間給と同等に支払わなければならない。 適用法律要件より現地の業界基準の方が厳しい場合、弊社は、製造業者がより厳しい方の基準に適合することを期待する。

製造業者行動規範	
環境保護	製造業者は、適応されるすべての環境に関する法律および規制を順守すること。
その他の法律	製造業者は、商品の製造、価格設定、販売および流通にかかわるものを含め、適用されるすべての法律および規制を順守すること。本行動規範における「適用される法律および規則」は、地域または国の法典、法律と規則、ならびに適用される条約および自発的な業界基準を含む。
下請け	製造業者は、ディズニーの明確な文書による承認を受け、かつ下請業者に本行動規範を順守する旨、ディズニーに対し文書により誓約させた後でなければ、ディズニー製品またはその構成品の製造を下請業者に委託してはならない。
監視と順守	製造業者は、ディズニーとディズニーが指定した代理人（第三者を含む）が本行動規範が順守されているかどうか確認するための監視行為をすることを承認する。この監視行為には、製造施設や雇用者が提供する住宅を抜打ちで立ち入り検査することや、雇用事項に関連する帳簿や記録を検査し、および従業員と個人面談を行うことを含む。 製造業者は、行動規範の順守を証明するために必要とされるかもしれない全資料を、現地に備えておくこと。
公表	製造業者は、本行動規範の条項が従業員に理解されるよう、適切な処置を取らなければならない、それは、行動規範のコピーを、現地の言葉により、従業員が常時容易に見ることのできる場所に、目立つように掲示しておくことを含む。

付録4

コンプライアンス最低基準（「MCS」）の違反例

コンプライアンス最低基準（「MCS」）の違反例としては以下が挙げられます。

児童就労

就業年齢未満の労働者の現行の雇用が確認された場合、また、適用される法律の下での児童就労違反に対する不適切な改善措置。例えば以下の例が挙げられる。

- 1人以上の従業員が法定就労年齢未満である。
- 年齢を証明する必要書類の不備により、就労可能な最低年齢の要件の順守が検証できない。
- 過去に雇用した就業年齢未満の労働者が保護者や法定身元引受人の下に安全に戻ることを指定施設の管理者が保証しなかった。

自由意志によらない労働

いかなる方針や慣行による強制労働、拘束労働、年季奉公、または受刑者の現行の雇用が認められた場合、強制的あるいは自由意志によらない残業、残業を拒否したことでペナルティや罰金を科すこと、個人的な所有物（例：パスポートや身分証明書）や賃金を預かること、いかなる時も行動の自由を不合理に制限すること。例えば以下の例が挙げられる。

- 残業拒否を理由に従業員に罰金を科す。
- 休憩時間にしかトイレに行くことを許可されていない。
- 雇用の条件として、証書、預け金、その他の担保が雇用者により保持される。賃金、身分証明書、パスポートなどの渡航書類、その他個人所有物を労働者から取り上げる。

強制およびハラスメント

体罰を許容する方針や慣行、セクシャル・ハラスメント、雇用契約解除の脅し、懲戒措置としてペナルティを科す、または報復する。侵害的または威圧的な活動。例えば以下の例が挙げられる。

- 監査人から面談に呼ばれた従業員を管理者が脅迫した。
- 職務協定に同意しない従業員が、残業を制限された。
- 従業員が監督者から言葉や身体的虐待を受けた。

差別の禁止

人種、宗教、年齢、国籍、社会的もしくは民族的出自、性的指向、性別、政治的意見、障害、妊娠または組合員であることを理由とする差別的雇用方針または慣行（例：給与、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、退職に関することを含む）。例えば以下の例が挙げられる。

- 求人応募者に雇用手続きの一環としてHIVテストを課す。
- 外国人従業員の賃金が同じ業務に就く現地従業員より低い。
- 募集対象を18～25歳の女性に限定する。

組合

従業員が適用される法律に従い、合法的かつ平和的な方法で連合、組織を作り、団体交渉を行う権利を行使することを妨げる方針や慣行（またはこうした権利の行使に対する報復）。例えば以下の例が挙げられる。

- 組合活動への参加を理由に従業員が罰せられた。
- 合法的な労働ストライキへの参加を理由に従業員が罰せられた。

健康および安全

指定施設、または社員寮内において、従業員や公衆に対し差し迫って重傷または致死をもたらす状況。例えば以下の例が挙げられる。

- 非常口が施錠されているか、ふさがれている。
- 現地の法規制またはディズニーの要件のうちより厳しい基準に照らし合わせて、必要な非常口の数不足している。
- 現地の法規制またはディズニーの要件のうちより厳しい基準に照らし合わせて、避難訓練を定期的の実施していない。

下請け

ディズニーの承認なく、別の指定施設や他の場所から調達したディズニー・ブランド製品を使用する。

監視と順守

監査人に虚偽の回答をするよう従業員に影響を与え、指定施設で確認された実際の従業員数と監査人に開示された従業員数との不一致、閲覧用に正確かつ完全な記録を提供しない、必要な文書へのアクセス、従業員との個人面談、指定施設全体の健康・安全に関する査察を監査人に認めない。例えば以下の例が挙げられる。

- 従業員は、個人面談の際、あらかじめ用意された回答で監査人に対応するよう、管理者から指導された。
- 管理者が提供した文書と個人面談で従業員が提供した情報が一致しないため、賃金や労働時間を検証できなかった。
- 監査人が監査の実施を試みたが、必要な文書の閲覧を拒否された。

付録5

社会順守監査機関

ディズニーは、特定のマルチステークホルダーまたは業界のイニシアチブの基準に従って実施されたILS監査を承認します。また、適格なILS監査の要件を満たす既存の監査レポートを提出することをライセンシーやベンダーに推奨しています。以下のリストには、ディズニーが適格なILS監査を受け入れている社会順守監査機関の代表例が掲げられています。掲載機関は、ディズニーの要請に沿ったILS監査も実施しています。

貴社がこうした機関と監査を実施する目的で契約を結ぶことも可能です。いかなる社会順守監査機関も、指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認の取得を保証することはできません。ディズニーが承認した監査プログラムのリストは変更される可能性がありますので、監査予定前に特定のプログラムがディズニー承認のプログラムかどうか、およびディズニーが現在どの社会順守監査機関をILS監査の実施機関として承認しているかを確認するために、貴社のILS担当者に確認してください。

この社会順守監査機関リストは通知なく変更されることがあります。

最新のリストと連絡先情報に関してはwww.DisneyLaborStandards.comを参照してください。

ARCHE ADVISORS, INC.

企業情報詳細	ウェブサイト
お問い合わせ先	担当者

BUREAU VERITAS CONSUMER PRODUCTS SERVICES (BVCPS)

企業情報詳細	ウェブサイト
お問い合わせ先	担当者

ELEVATE HONG KONG HOLDINGS LIMITED

企業情報詳細	ウェブサイト
お問い合わせ先	担当者

INSITE COMPLIANCE LLC

企業情報詳細	ウェブサイト
お問い合わせ先	担当者

INTERTEK

企業情報詳細	ウェブサイト
--------	------------------------

お問い合わせ先	担当者
---------	---------------------

QIMA (ASIA INSPECTION)

企業情報詳細	ウェブサイト
--------	------------------------

お問い合わせ先	担当者
---------	---------------------

SOCIAL COMPLIANCE SERVICE ASIA LTD.

企業情報詳細	ウェブサイト
--------	------------------------

お問い合わせ先	担当者
---------	---------------------

UL VERIFICATION SERVICES INC. (UL CONSUMER AND RETAIL SERVICES)

企業情報詳細	ウェブサイト
--------	------------------------

お問い合わせ先	担当者
---------	---------------------

*リストは変更されることがあります

付録6

社会順守コンサルタント参照リスト

経営システムを強化し、労働慣行を改め、労働条件を改善するにあたり、ライセンシー、ベンダー、指定施設にとりコンサルタントグループなどが提供するサービスが有益となることがあります。こうしたサービスは、コンプライアンス問題の根本的な原因を特定する支援や、持続可能な解決策の提案を行い、または変革の実践に役立つ可能性があります。このような組織によって提供されるサービスには様々な形があります。以下にその例をいくつか挙げます。

- 根本原因の分析
- 徹底したシステム分析
- トレーニング・プログラム

この付録に記載される社会順守コンサルタントは、このようなサービスを提供できる可能性があります。このリストは完全なものでも、排他的なものでもありません。これら組織によって提供されるサービスはディズニーによって承認されたものではなく、これらまたは他の社会順守コンサルタントのサービスを受けることにより、指定施設がディズニー・ブランド製品の生産承認を取得、または維持できることを保証するものでもありません。ライセンシー、ベンダー、指定施設は社会順守コンサルタントを雇うことを義務付けられているわけではありません。貴社が社会順守コンサルタントを雇うことを選択した場合、貴社の裁量で、次のリストから、あるいは他の機関を選んで構いません。適切な作業計画を特定し、コンサルタントとサービス条件を交渉し、コンサルタントを雇う経費を負担するのはライセンシー、ベンダーおよび指定施設の責任です。

ライセンシー、ベンダー、指定施設には、次の手引きの一読をお勧めします。『Good Practices for Complying with Licensors' Social and Environmental Requirements: A Practical Guide for Licensees』。Business for Social Responsibility (「BSR」)、International Licensing Industry Merchandiser's Association (「LIMA」)との共同出版は、一部ディズニーの支援を受けています。この手引きでは、ライセンサーの期待事項を満たすうえで、ライセンシーとベンダーが満たすべき基本的要件を特定しています。

1. THE CAHN GROUP

担当者: 代表者、Doug Cahn(info@thecahngroup.com)

ウェブサイト: www.thecahngroup.com

本部: 北米。世界中に提携先あり

2. ELEVATE

担当者: マーケティング・事業開発担当バイスプレジデント、Mark Jones (mjones@elevatelimited.com)

中国担当者: 中国担当事業開発アソシエイト、John Yeh (jyeh@elevatelimited.com)

ウェブサイト: www.elevatelimited.com

本部: 香港、顧客管理事務所: サンフランシスコ、ニューヨーク、ロンドン、深セン、上海、広州、杭州、ベトナム、バングラデシュ、インド

3. IMPACTT LIMITED

担当者: 創設者兼ディレクター、Rosey Hurst(info@impacttlimited.com)

ウェブサイト: www.impacttlimited.com

本部: ロンドン。事務所: 広州、バングラデシュ

4. SOCIAL ACCOUNTABILITY INTERNATIONAL

担当者: コーポレートプログラム担当シニアマネージャー、Christie Daly (cdaly@sa-intl.org)

ウェブサイト: www.sa-intl.org

本部: ニューヨーク。事務所・駐在員: アムステルダム、バンガロール、ボストン、ドバイ、ジュネーブ、イスタンブール、サンパウロ、深セン、ケソンシティ (フィリピン)、サン・ホセ (コスタリカ)

5. VERITÉ

担当者: サプライヤープログラム担当ディレクター、Robin Jaffin(verite@verite.org)

ウェブサイト: www.verite.org

本部: ニューヨーク。事務所: アムステルダム、バンガロール、ボストン、ドバイ、ジュネーブ、イスタンブール、サンパウロ、深セン、ケソンシティ (フィリピン)、サン・ホセ (コスタリカ)

付録7

ベター・ワーク・プログラムへの参加と手順

ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーはベター・ワーク・プログラムをサポートしています。ベター・ワークは、国際労働機関と国際金融公社との提携プログラムで、政府、雇用主、労働者、国際バイヤーが協力して、労働基準の順守状況を改善し、グローバルサプライチェーンにおける競争力を促進します。ベター・ワークは現在以下のPSCで実施されています：カンボジア、ハイチ、インドネシア、ヨルダン、ニカラグア、ベトナム。このリストは変更される可能性があります。

ディズニーは、ベター・ワークへの参加が可能な場所において、その参加を強く推奨しています。ベター・ワークへの参加は、ベター・ワークの評価がブランドや小売業者の間で広く受け入れられているため、監査活動を軽減させ、またベター・ワークのトレーニングや改善プログラムの結果として、より持続的な労働基準の順守につながる可能性があります。

特定のPSCにおいて、ディズニーはディズニー・ブランドの生産に従事する指定施設にベター・ワーク参加を要求する場合があります。こうしたPSCでは、ベター・ワーク・プログラムに参加しない拠点を、ディズニー・ブランド製品や当該製品の部品や素材の生産または調達のために使用することは出来ません。(付録8: 調達許可国 (PSC))で詳細をご確認ください。) この制限は現在、カンボジアとハイチの指定施設に以下の形で適用されています。

**カンボジア:**

アパレルおよび一部のケースでは、ベター・ワーク・プログラムに参加しているフットウェア指定施設に関して、ベター・ファクトリー・カンボジアの評価のみ受理されます。ベター・ファクトリー・カンボジアプログラムに参加する資格がない施設に関しては、ディズニーはプログラム・マニュアルに記述されるように、他の監査を受け入れる可能性もあります。

**ハイチ:**

ベター・ワーク・ハイチ・プログラムに参加しているアパレルの指定施設だけがディズニー・ブランド製品の提出資格を有し、それらの指定施設はベター・ワーク・ハイチの評価だけが受理されます。

加えて、すでに他の国でベター・ワークに参加している指定施設に関しては、ライセンシーとベンダーは、ベター・ワークの評価のみをディズニーが閲覧できるように手配しなければなりません。ベター・ワーク参加指定施設の評価のうち、他の監査基準で実施されたもの、またはベター・ワーク以外の評価者によって実施されたものは、ディズニーにより受理されません。

ライセンシー/ベンダーおよび指定施設の責任

指定施設：

- 参加可能な場合、ベター・ワークに登録します。
- ベター・ワーク・スターポータルを介して、またはベター・ワークが別途指示する方法に従い、ディズニーに対する第三者アクセスをオンラインで承認します。（詳細はベター・ワークヘルプを参照して下さい。）

ライセンシー/ベンダー：

- 参加可能な場合、ベター・ワークに登録します。
- ベター・ワーク・スターポータルを介してまたはベター・ワークが別途指示する方法に従い、オンラインで貴社のサプライチェーンの一部としてディズニーを認定します。
- 関連するベター・ワーク評価へのアクセス料金を支払います。

指定施設がディズニーへの第三者アクセスを承認し、指定施設の現在の評価サイクルへの支払いがベター・ワークにより受理、処理された後にのみ、ディズニーは当該施設のベター・ワーク評価にアクセスできます。

参加施設に関する情報などベター・ワークの運営国に関する詳細な情報については、ベター・ワーク ウェブサイトの工場と製造業者のセクションの国別ページを参照してください。

付録8

調達許可国（PSC）

貴社は、ライセンサーまたはベンダーとして、調達許可国にある指定施設のみを使用し、調達許可国からのみ調達することができます。最新の調達許可国のリストはこちらの[リンク](#)から確認頂けます。

付録9

指定施設・製品承認（「FAMA」）申請書

ライセンサーおよびベンダーは、ディズニー・ブランド製品を生産する予定の指定施設ごとに、指定施設・製品承認（「FAMA」）申請書の最新版に記入し、ディズニーに提出する必要があります。FAMA申請書の最新版は、www.DisneyLaborStandards.comから入手可能です。

指定施設・製品承認申請書の説明

添付の指定施設・製品承認（「FAMA」）申請書は、貴社がザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーまたはその関連会社（総称して「ディズニー」といいます）とのビジネスのために使用する予定の各指定施設（以下で定義します）につき記入する必要があります。貴社のディズニー製品に関連して指定施設の使用を予定している場合、貴社がディズニーとのビジネスを行っているマーケット毎にFAMA申請書を提出する必要があります。従いまして、複数のマーケットでディズニーとビジネスを行っている場合は、1つの指定施設に対し、複数のFAMA申請書を提出する必要があります。下記の表がマーケットのリストです。

- www.disneylaborstandards.com から、最新のFAMA申請書電子版を入手して、同一マーケット内で製品生産に使用する各指定施設につきFAMA申請書を1部作成してください。
- FAMA申請書を英語で記入後、その申請書をその他の必要書類と共に、FAMA申請書のセクション3に記載した所定のディズニーILS担当者へ電子メールで送信してください。
- ディズニーは情報を確認のうえ、各指定施設において、ディズニー・ブランド製品（以下で定義します）の生産を承認できるかどうかを判断します。
- 指定施設は、当該施設に関わる署名済みFAMAをディズニーから受領しない限り、ディズニー・ブランド製品を生産、または取り扱うことはできません。
- 貴社の契約が更新された場合は、ディズニーILS担当者へ、新しいFAMA申請書を提出してください。ただし、それ以前に貴社に対して発行した承認済みFAMAが有効である場合、ディズニーは新しい承認済みFAMAを発行しません。
- 指定施設がしかるべく承認されたディズニー・ブランド製品の販売地域外にある場合、当該製品を円滑に輸入するために、ディズニーの署名済みFAMAを税関当局に提示することができます。

地域	マーケット
アジア、太平洋諸島、オーストラリア、ニュージーランド（APAC）	オーストラリア/ニュージーランド、香港、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、中国、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム
ヨーロッパ、中東、アフリカ（EMEA）	ベネルクス、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イベリア、イスラエル、イタリア、ロンドン（地域）、中東、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ、英国（ロンドンを除く）
ラテンアメリカ（LATAM）	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、CAC（中央アメリカとカリブ海地域）、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、マイアミ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ
北アメリカ（NA）	バーバーク、カナダ、オランダ、米国（マイアミを除く）

「指定施設」の定義：ライセンサーもしくはベンダー自身、または第三者の製造業者、販売業者、工場、農場、サプライヤー、その他の施設（下請業者を含みます）で、製品やその部品・パッケージ、宣伝や販促素材、その他これらに関連するアイテムを生産、加工、仕上げ、組み立て（例えば、1つ以上の個別製品を別の製品セット、束、複数の包みに組み合わせるものも含まれます）、または梱包する事業者を言います。こうした製品等はそれぞれ有形で（したがって、デジタル形態だけのものは除かれます）、ディズニーの知的財産（すなわち、ザ・ウォルト・ディズニー・カンパニーまたはその関連会社が所有または管理する 名称、ロゴ、キャラクター、アートワーク、その他の所有素材）が含まれているか、構成要素となっているか、利用されています。当マニュアルでは、これらを「ディズニー・ブランド製品」と呼びます。

適用除外：現時点において、申請を必要とせず、FAMA申請書が不要な指定施設には以下が含まれます。(i) 無地または一般的な製品、部品、素材で、ディズニーの知的財産を含まず、構成要素とせず、利用していないもの（無地か一般的な段ボール箱、ラップ、飾りのないボタン等）を生産する指定施設。(ii) 原材料のサプライヤー、繊維工場、ディズニーの知的財産を含まず、構成要素とせず、利用しない綿、金属、紙などの一般的な一次製品の加工者。

上記指定施設の定義で説明する行為に関与する場合を除き、代理業者、事業所、ショールームを指定施設として申請しないでください。

指定施設の所在地は、調達許可国に限定されます。

補足説明や他の関連制限については、ILSプログラム・マニュアルをご覧ください。

記入に不備や不鮮明な点がある申請書は返送しますので、再提出をお願いします。

FAMA申請書のサンプル:

FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION (FAMA) APPLICATION

**Required Fields*

1. COMPANY INFORMATION (LICENSEE/VENDOR)			
*Company Name:		*Company Contact Name:	
		Given / First Name:	
		Family / Last Name:	
Company Address:		Job Title:	
*Street/number:		Primary E-mail:	
*City:		*Telephone number(s):	
Town:		Telephone extension:	
*State/Province:		Mobile numbers(s):	
*Country:		Additional contact name, job title and telephone number:	
*Postal Code:			
2. FACILITY INFORMATION			
By submitting this FAMA Application Licensee/Vendor represents that it has obtained the Facility Contact's consent to hi/her personal information being used in accordance with the terms of Disney's Privacy Policy for Business Customers and Suppliers (applicable for countries for which such policy is in effect)			
*Facility Name:		*Facility Contact Name (Facility owner or manager):	
		Given / First Name:	
*Facility ILS Number		Family / Last Name:	
Previous / Alias Names by which this Facility is known:		Facility Contact job title:	
Facility Address:		Facility E-mail:	
*Street/number:		*Telephone number(s):	
*City:		Mobile number(s):	
Town:		Additional contact name, job title and telephone number:	
*State/Province:		Is this Facility owned by the Company (Licensee / Vendor)?	
*Country:		Yes_____ No_____	
*Postal Code:			
Facility GPS location:		Facility Website:	
3. AGREEMENT			
(Include all Business Units you engage with by Geographic Market)			
Disney Business Unit	Disney Business Unit Contact	Disney Contract/Deal number(s)	ILS Representative

付録10

指定施設・製品承認 (FAMA) のサンプル

以下の指定施設・製品承認 (「FAMA」) 申請書のサンプルは、ライセンシーまたはベンダーがディズニー・ブランド製品の生産のために、指定施設の使用が承認されていることを示しています。

FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION

LICENSEE/VENDOR NAME: Sample Toy Company

CONTACT NAME, TITLE, E-MAIL ADDRESS:

Pauline Demo

Compliance Officer

pauline@sampletoy.com

STREET ADDRESS: 123 Toy Soldier

Lane Suite 100

Burbank, CA

USA

TELEPHONE NUMBER: 1 222 333 4444

1. Facility Name (Place where Disney-branded product will be produced): Fictional Factory (FAC-075308) 1a. Facility Address: 112 Sample Street Glendale, California USA 1b. Telephone Number: 1 800 111 2222	1c. Facility Contact Telephone Number: 1 818 444 4444 1d. Contact Name, Title and E-mail: Adam Factory, Operations Manager, adam@fictionalfactory.com 1e. List all other names by which the Facility is known:
--	---

Once signed below by an authorized signatory of Disney Worldwide Services, Inc. or its affiliate (such individual an "Authorized Signatory"), this Facility and Merchandise Authorization (1) confirms that the above-named Licensee/Vendor is authorized to manufacture and/or distribute products bearing Intellectual property of The Walt Disney Company and/or its affiliate(s) ("Disney") (which may include, without limitation, Marvel, Pixar and/or Star Wars-branded products) (collectively, the "Disney-Branded Products"), all in accordance with and subject to Licensee/Vendor's written agreement(s) with Disney and (2) may be presented by Licensee/Vendor to Customs authorities to confirm Disney's authorization to import/export Disney-Branded Products.

This Facility and Merchandise Authorization expires on the Expiration Date set forth below unless earlier revoked by Disney.

Notice to Licensee/Vendor: Disney hereby reserves all of its rights and remedies arising from any unauthorized use of this Facility and Merchandise Authorization. Without limiting the foregoing, any unauthorized use of this Facility and Merchandise Authorization by Licensee/Vendor, including without limitation submitting a Facility and Merchandise Authorization which has been revoked by Disney prior to the Expiration Date, may result in the termination of the applicable written agreement between Licensee/Vendor and Disney.

Authorized Signatory

Disney

Representative

Digitally signed by Disney

Representative

Date: 2018.12.20 15:26:19 - 08'00'

Disney Representative

Analyst, Regional Management ILS North America

Issuance Date: 2018/Dec/20

Expiration Date: 2021/Dec/20

付録11

監査通知書 (COCAN) のサンプル

監査通知書 (「COCAN」) は、指定施設が ILS 監査の対象候補となった旨の、ライセンシーおよびベンダーへの書面通知です。ライセンシーとベンダーは、この通知を受領後、以下を行う必要があります。

- 指定施設の連絡先情報を確認、更新してください。
- 監査人に、十分かつ完全で自由なアクセスを認めなければならない旨を指定施設に通知してください。

ディズニー・インターナショナル・レーパー・スタンダード・グループ

監査通知書

500 South Buena Vista Street
Burbank, California 91521-9588 USA

ディズニー製品の製造工場への監査通知

ディズニー・ワールドワイド・サービス・インクでは、行動規範が順守されているかを評価するために、弊社の認定監査会社である[監査機関名]を使って、約90日以内に監査をさせていただきます。

監査される指定施設: [指定施設名]

指定施設 ID: [指定施設識別番号]

所在地: [指定施設の住所]

弊社の記録によると、この工場は、貴社とディズニーのライセンス契約に基づき、現在ディズニー・ブランド製品を製造していることになっています。

ご存知のように、貴社とディズニーとのライセンス契約では、弊社の監査人が監査時に工場に立ち入ることを義務付けています。工場への立ち入りの拒否は、貴社とのライセンス契約の違反と見なされ、その工場に対するディズニー・ブランド製品の製造承認が取り消される可能性があります。

工場に監査の件を早急にお知らせください。

下記の場合には、担当者（メールアドレス）まで、工場の番号（指定施設識別番号）を明示の上、必ず15日以内にご連絡ください。

1. 上記製造指定施設情報が間違っている場合は、正しい情報をお知らせください。
2. 上記製造指定施設が移転をした場合は、新しい住所と連絡先の詳細をお知らせください。
3. 上記製造指定施設をすでに使用されていない場合、代わりに使われている指定施設の名前、住所、電話、担当者名をお知らせください。

宜しくお願いいたします。

付録12

ILS監査行程表のサンプル

このILS監査行程表のサンプルは、ライセンシー、ベンダー、指定施設管理者がILS監査の準備をする際の参考資料となります。ILS監査は、指定施設の規模に応じて、終日またはそれ以上の時間を要することがあります。予定終了時間はこのサンプルで掲げるものと異なる場合があります。ILS監査に関与する指定施設の従業員は、監査に立ち会い可能な状態であることを求められます。

I. 開始時の会議

(20分)

ディズニー行動規範およびディズニーのILS倫理規定を見直し、ILS監査完了に必要な指定施設の主な管理者とILS監査プロセスについての確認。

II. 健康と安全に関する施設の視察

(指定施設の規模に応じて1~2時間)

すべての生産エリアのほか、倉庫、化学薬品貯蔵庫、食堂、施設内の管理／オフィスエリア、施設内外の寮(該当する範囲)、共用エリア（他の事業体との共用施設も含む）など製造指定施設全体を視察します。さらに、指定施設が従業員および訪問者の健康、安全、および福祉を保護する義務を負う他の事業体に転貸された全エリアの視察も含まれます。

III. 従業員面談

(指定施設の規模に応じて1~2時間)

様々な作業場とシフトに属する従業員を指定施設の視察および書類確認プロセス中に選びます。面談は個室で行われます。

IV. 書類調査

(2~3時間)

付録13：ILS監査記録チェックリストのサンプルで、調査する記録と書類のリストを確認してください。

V. 終了時の会議

(20分)

監査人は、指定施設の管理者と面談し、監査結果と順守要件を確認します。管理者は質問や意見を述べる機会があります。

付録13

ILS監査記録チェックリストのサンプル

このILS監査記録チェックリストのサンプルは、ライセンシー、ベンダー、指定施設管理者がILS監査に必要な記録と書類の原本を（各地域／国毎の適用要件に応じて）まとめる際に役立ちます。ILS監査中には、こうした記録や書類を閲覧可能な状態にしておく必要があります。

- ディズニー製造業者行動規範
- 事業/業界ライセンス、登録、免許、認定証
- 就業規則と附則
- 政府が求める掲示
- 全従業員のフルネーム、雇用年月日、生年月日、指定施設での地位を示したリスト
- 個人ファイル（雇用契約を含む）
- 勤怠記録：

対象範囲（直近12か月。変形労働時間制／フレックス制度が適用される場合は、直近12か月以上。操業期間が12か月未満の場合は、操業月数）

 - タイムカードまたはタイムシート
 - 休暇記録
- 給与記録：
 - 対象範囲（勤怠記録と同じ）
 - 詳細な給与台帳記録
 - 出来高記録および生産記録
 - 取り消した小切手／現金支払の月次明細および記録
 - 電子送金記録
- 政府または銀行が発行する従業員の社会保険支払検証書類（国の適用に応じて）：
 - 取り消し入金小切手や他の支払形態の検証
 - 明細書
- 火災訓練の記録、非常時の避難計画、消防検査報告書、防火証明書
- 健康および安全に関する書類と研修記録
- 従業員年次健康診断結果
- 機器と機械操作の証明書、ライセンス、および免許
- 機械の保守と点検記録
- 使用化学薬品の化学物質等安全データシート
- 環境記録（国の適用に応じて）および指定施設の使用薬品リスト
- 以下に関するその他書類（適宜）
 - 社員寮
 - 賃貸／リース契約
 - デイケア／保育
 - 警備業者
 - 厨房／ケータリングサービス
 - 労働組合／集団交渉協定（CBA）
 - 下請業者

ILS監査に先立ち、指定施設は自社の労働慣行を検討し、適切な場合には改善を奨励します。以下の質問は、監査前に、指定施設が対処する必要のある分野を特定するのに役立ちます。この質問リストはすべてを網羅しているわけではありませんし、ディズニーのILS監査に特有のものでもありません。

1. 最も年少の労働者の年齢は？
2. 学齢期の児童向けにどのような職業体験プログラムがありますか？
3. 18歳未満の労働者に適用される制限規制がありますか？
4. 労働者の年齢をどのような手順で検証していますか？
5. 従業員はどのように採用されていますか（新聞広告、仲介、契約等）？
6. 特に外国人労働者の求人や雇用に関して指定施設にはどのような方針や慣行がありますか？
7. 外国人労働者の求人にはどの人材あつせん業者を利用していますか？（該当する場合）
8. 外国人労働者へ請求されるあつせん手数料の額、およびあつせん手数料の支払い方法は？（該当する場合）
9. 全従業員が自主的に働いていることを徹底または監視するためにどのような手順が設けられていますか？
10. 雇用過程で労働者からどのような財産を、誰が預かりましたか？
11. 受刑者または、軍隊、その他の政府当局により配属された労働者の雇用に関して指定施設にはどのような方針や慣行がありますか？
12. 労働者はいつ自由に退社できますか？
13. 警備員はどのような基本任務を担いますか？（該当する場合）
14. 従業員が違反行為をしたり、成績が劣ったりする場合、どのような懲戒がありますか？
15. どのような雇用上の制限がありますか？（年齢、人種、民族、宗教、性別、性的指向、政治的関心、に基づく制限。それぞれ該当する場合）
16. どのような組合がありますか？
17. 組合活動（選挙、会合等）はどのように実施されますか？
18. 訓練（生産等）を受けた従業員の最低賃金はいくらですか？ 訓練を受けていない従業員の場合はいくらですか？
19. 労働者への支払いはどのような方法（現金、小切手、自動振込等）が用いられますか？
20. 賃金はどのように（時給、出来高、日給等）計算されますか？
21. 勤怠管理は誰が、どのように記録しますか？
22. 労働者報酬はどの程度の頻度（週ごと、月ごと等）で支払われますか？
23. 労働者報酬からどのような項目が控除され、どのように記録されますか？
24. 労働者への貸付金に関して、指定施設にはどのような方針や慣行がありますか？

25. 労働者に提供される手当や給付にはどのようなものがありますか？（住居、食事、交通費、その他手当／保険医療サービス／保育サービス／病気休暇／忌引／非常休暇／妊娠および生理休暇／年次休暇／宗教関連および祝祭日休暇／社会保障保険、生命保険、健康保険、労働者災害補償その他の保険の負担金等）
26. 労働者の最低賃金は、どのような福利厚生給付金や手当を含めて計算されますか？
27. どのようなインセンティブ（賞与等）が提供されていますか？
28. 労働者は研修中にどのように報酬を支払われますか？（該当する場合）
29. 労働者は残業分の報酬をどのように支払われますか？
30. 連続労働日数は最大何日ですか？
31. 労働時間は何時間ですか？
32. 作業シフトは何通り敷かれていますか？
33. 各作業シフトは何時間ですか？
34. 時間外労働の給与はどのように計算していますか？（例えば、平日は1.5倍、休日2倍等）
35. 1週間のうち、労働者1人当たりの時間外労働時間は平均何時間ですか？
36. 通常の賃金が支払われる1日の労働時間は最大何時間ですか？
37. 1週間につき従業員が求められる最大就業時間数は何時間ですか？
38. 労働者の食事休憩は何時ですか？
39. 労働者にはほかにどのような休憩を与えていますか？各休憩時間の長さは？
40. 労働者はどのような場合にどのような種類の仕事を自宅に持ち帰りますか？
41. 自宅勤務の賃金はどのように決められますか？（該当する場合）
42. どのような応急手当用品を用意してありますか？
43. 医療訓練を受けた労働者は現場に何人配属されていますか？
44. どのような安全教育／研修プログラム（例、応急処置等）を実施していますか？
45. どのような消火設備（消火器やスプリンクラー等）を用意してありますか？
46. 2階建て以上の建物に、火災用非常口を何か所設けてありますか？
47. 労働者にどのような個人用保護具をどのようなコスト負担で提供していますか？
48. 労働者に対して飲料水へのアクセスにどのような制限を課していますか？
49. この指定施設には使用可能なトイレ（男性／女性用）がいくつありますか？
50. どのような換気や照明設備が用意してありますか？

51. 各作業シフトにつき配属される監督者は何名で、いつ現場にいますか？
 52. 指定施設には労働者組合についてどのような方針や慣行がありますか？
 53. 労働者向け居住施設はどのようなタイプでどのような場所にありますか？
 54. 指定施設には、環境についてどのような方針や慣行（廃棄物管理、空気の浄化、危険物処理等）がありますか？
 55. 生産業務のうち、どの部分が誰に（個人、家族、共同労働グループ等）外部委託されますか？
 56. これらの労働者によって生産されているのはどんな品物／構成品ですか？
 57. これらの労働者にはどのように支払を行っていますか？
- 以後の質問は寮についてです。
58. 寮は何棟ありますか？ こうした寮で何人の労働者が暮らしていますか？
 59. 寝室当たりの労働者数は平均何人ですか？
 60. 労働者1名当たりの寝室のおおよその広さ（平方メートル等）は？
 61. 寝室部分はどのように区分されていますか？
 62. 寝室には労働者用にどのような装備が用意され、各就寝スペースはどの程度の広さがありますか？
 63. 寮の部屋はどのように施錠（内側／外側から等）できますか？
 64. 寝室部分に掲示されている避難指示や緊急指示は何語で記されていますか？
 65. 各寝室部分には、どのような消火器具が用意されていますか？
 66. 火災訓練はどの程度の頻度で実施されていますか？
 67. 2階建て以上の建物では火災避難口を何か所設けてありますか？
 68. 可燃物はどこ（寮の内部または寮に隣接する建物）に保管されていますか？
 69. 労働者が使用できるトイレとシャワー設備（男性／女性用）は何か所ありますか？
 70. シャワー設備ではいつ温水が使えますか？
 71. どのようなキッチンまたは洗濯施設が提供されていますか？
 72. 労働者は、寝室部分、食事、交通、その他のアイテムをどの程度負担し、どのように支払いますか？
 73. 寮への人の出入りはどのように管理されていますか？
 74. 従業員にはどのような門限が課されていますか？
 75. 労働者には寮の内外でどのような制限が課されていますか？

付録14

改善案（「CAP」）のサンプル

以下は、ILS監査レポートで指摘されたディズニー規範違反の結果としてライセンシーおよびベンダーに送信される改善案（「CAP」）のサンプルです。CAPおよび同時に送付される電子メールは、監査が実施された指定施設で、ディズニー規範の不順守（MCSおよびMCS以外の違反を含む）が1つ以上指摘されたことをライセンシーおよびベンダーに書面で通知するものです。ディズニー・ブランド製品生産のために、当該指定施設の使用を許諾するFAMAをディズニーが発行する前に、貴社はCAPレターを受け取る場合があります。

[日付]

この通知書は、当指定施設で現在ディズニー・ブランド製品の生産を許可されているすべてのライセンシーおよびベンダーに配布されています。また、この通知書は、当指定施設での生産承認を申請したライセンシーおよびベンダーにも配布されています。

ディズニーILSプログラムに従い、[国]の[市]に所在する[指定施設名（ILS番号）]は、[監査実施日]に監査されました。

この監査の結果、当指定施設はディズニーのコンプライアンス最低基準（MCS）を満たしていないことが判明しました。このため、ライセンシーとベンダーはこの監査費用を請求される場合があります。

MCS違反 - ただちに対処する必要があります

以下に判明したMCS違反はただちに是正する必要があります。必要な改善策を取らない場合は、当指定施設でのディズニー・ブランド製品生産の承認が取り消されることになります。FAMAを申請中のライセンシー／ベンダーに対しては、MCS違反が是正されるまでFAMAは発行されません。

1. 健康および安全／火災および緊急時の安全

非常口が施錠されているか、ふさがれている。

2. 自由意志によらない労働

施設管理者が従業員の身分証明書を保有している。

MCS以外の違反 - ただちに対処する必要があります

1. 報酬

残業に対して従業員に適切な報酬が支払われていない。

2. 健康および安全／有害物質

安全性警告標識が有害物質の取り扱い場所で要件どおりに掲示されていない。

ディズニーは、この通知書の日付から約120日後に追跡監査を実施します。追跡監査でMCS違反が指摘された場合、該当指定施設を使用しているすべてのライセンシーおよびベンダーは、ディズニーから通知を受けた日から30日以内、または法令で別段に定められたとおり、速やかにディズニー・ブランド製品の生産を停止し、完成品、仕掛品（型や資材を含む）のいかににかかわらず、ディズニー・ブランドの製品はいかなるものであれ速やかに撤去しなければなりません。当指定施設はディズニーによる生産承認の撤回により、その後12か月間ディズニー・ブランド製品の生産には不適格となります。加えて、ライセンシーとベンダーはこの追跡監査費用を請求される場合があります。

ライセンシーまたはベンダーである貴社は、当指定施設を継続して使用する条件として、すべてのMCS違反をただちに改善する責任があります。その他すべての違反事項にも速やかに対応してください。

付録15

指定施設の生産承認の取り消し（「FLOPA」） レターのサンプル

以下は、当該指定施設の2回目のILS監査でもコンプライアンス最低基準（「MCS」）を満たさなかったことを受け、ライセンシーやベンダーに送付される指定施設の生産承認の取り消し（「FLOPA」）レターのサンプルです。FLOPAおよび同時に送付される電子メールは、指定施設に対する生産承認が撤回されたことをライセンシーおよびベンダーに書面で通知するものです。

[日付]

この通知書は、当指定施設で現在ディズニー・ブランド製品の生産を許可されているすべてのライセンシーおよびベンダーに配布されています。また、この通知書は、当指定施設での生産承認を申請したライセンシーおよびベンダーにも配布されています。

ディズニーILSプログラムに従い、[国]の[市]に所在する[指定施設名 (ILS番号)]において、[監査実施日]に2度目の監査が実施されました。この追跡監査の結果、当指定施設は、未だ、ディズニーのコンプライアンス最低基準(MCS)を満たしていないことが判明しました。

ディズニーILSプログラムに従い、当指定施設の生産承認は撤回されました。当該指定施設のFAMAは無効になります。加えて、ライセンシーおよびベンダーはこの監査費用を請求される場合があります。

該当指定施設を使用しているすべてのライセンシーおよびベンダーは、ディズニーから書面による通知を受けた日から30日以内、または法令に定められた期限までに（もしくは法令で別段に定められたとおり）、速やかにディズニー・ブランド製品の生産を停止し、完成品、仕掛品（型や資材を含む）のいかににかかわらず、ディズニー・ブランドの製品はいかなるものであれ速やかに撤去することとします。

以下に、ディズニー製造業者行動規範に則る全違反の概略を、違反の深刻度が大きい順に挙げますので、参考にしてください。

MCSの違反

1. 監視と順守

施設管理者が確認のために提供した文書と面談中に従業員が提供した情報との不一致から、賃金要件を満たす旨および残業時間の制限に従っている旨を検証できない。

MCS以外の違反

1. 健康および安全／衛生

生産エリアの維持管理/メンテナンスが行き届いていない。

2. その他の法律

要請どおりに全従業員と雇用契約を締結していない。

この通知書は、以後当該指定施設でディズニー・ブランド製品を生産いただけないことのお知らせとして受け取ってください。当指定施設は本通知の日付から12か月間ディズニー・ブランド製品の生産には不適格となりますが、その後、復権を考慮される可能性があります。

付録16

マンスリー・ステータス・レポートのサンプル

以下は、マンスリー・ステータス・レポートのサンプルです。このレポートの目的は、ライセンシーとベンダーに指定施設の最新ステータスを知らせて、ILS要件の順守を徹底することにあります。このレポートは、以下の4つのセクションから構成されています。

1. 表紙: レポートの内容と必要な対応を理解するための簡潔なガイド
2. 使用中の指定施設: ライセンシーおよびベンダーが、FAMAを取得したうえで、当該施設でのディズニー・ブランド製品の生産許可を得ている指定施設のリスト
3. 申請中の指定施設: ディズニー・ブランド製品の生産承認の申請手続き中である指定施設のリスト
4. 使用終了/停止指定施設: ライセンシーおよびベンダーが、当該施設でのディズニー・ブランド製品の生産承認を失った指定施設のリスト

サンプルのカバーページ:

ディズニー国際労働基準
ライセンシー/ベンダー ステータス・レポート
2015年4月18日(土) 付け

お問い合わせ先: Tom McQueen
電話: 86-00000000 (代表)
電子メール: tommcqueen@sample.com

このマンスリー・コンプライアンスレポートの目的は、ライセンシーおよびベンダーに最新ステータスを知らせて、ILS要件の順守を徹底することにあります。このマンスリー・レポートでは、ディズニー・ブランド製品の生産に使用中および使用終了/停止した指定施設のいずれも掲載しています。レポートの各欄と必要な対応の簡潔なガイドを以下に示します。

<u>指定施設</u>	指定施設の情報が正確であることを検証してください。
<u>監査違反項目</u>	最新の適格な監査で判明した記録済みの違反項目リスト。 違反項目の分類の説明については、以下の凡例を参照してください。
<u>必要な対応</u>	あてはまる場合、提示したガイダンスに従ってください • 監査レポートが必要 - コンプライアンス最低基準 (MCS) を満たす適格監査レポートを、期限内に、審査のためILS担当者に提出してください。 • 監査レポート審査中 - 指定施設に関する適格監査レポートがILS担当者に提出され、当該施設がコンプライアンス最低基準 (MCS) を確実に満たしているかどうか現在確認中です。 • ディズニー監査を予定している - ディズニーによる監査の日程が予定されています。 • 使用終了/停止 - 指定施設はディズニー・ブランド製品の生産のために使用されていません。

このレポートに関するご質問等は、ディズニーのILS担当者までお問い合わせください。

使用中の指定施設のレポートサンプル:

ディズニー国際労働基準
 ライセンシー/ベンダー ステータス・レポート
 2015年4月18日 (土) 付け

お問い合わせ先: Tom McQueen
 電話: 86-00000000 (代表)
 電子メール: tommcqueen@sample.com

Tom's Fashions (COM-000001)
 1 サンプル住所
 市町村、都道府県
 中国
 アジア太平洋 (APAC) / ライセンシング / -- / PRC / --

お問い合わせ先: Tom McQueen 電話: 86-00000000 (代表)
 電子メール: Tommcqueen@sample.com
 ILS プログラム: 強化
 キーストーン ID: KEY-000001

申請済み指定施設 - 使用中 (合計1)

指定施設のILS番号	指定施設名:	施設はコンプライアンス 最低基準に適合	最終適格審査*日付	最終適格審査*で判明した 違反項目	必要な対応
FAC 01111	Tom's Fashions 1 Industrial Road Lucky Village 市町村、都道府県 中国 電話 86 0000000 (代表)	はい	2015年3月5日	AR AS CP OL HS PE	2016年3月5日までに監査レポートの提出が必要

AD Access Denied (アクセス拒否)
 CP Compensation (報酬)
 ND Non Discrimination (差別の禁止)
 SC Subcontracting (下請け)

AR Age Requirement (年齢要件)
 HS Health and Safety (健康および安全)
 OL Other Laws (その他の法律)

AS Association (組合)
 IL Involuntary Labor (自由意志によらない労働)
 PE Protection of Environment (環境保護)

CH Coercion and Harassment (強制およびハラスメント)
 MC Monitoring and Compliance (監視と順守)
 PU Publication (公表)

*ILSプログラム・マニュアルに定める適格審査。

社外紙 ほかへの配布不可

2/2ページ

付録17

FAMA撤回レターのサンプル

以下は、期限内に適格なILS監査レポートが提出されなかった場合、ライセンシーとベンダーに送付されるFAMA撤回レターのサンプルです。

ディズニーは、ディズニー・ブランド製品を生産するすべての指定施設が、少なくともディズニー製造業者行動規範の要求レベルを順守し、維持することを求めています。貴社は、指定施設がコンプライアンス最低基準を満たしていることを示す ILS 監査レポートをマンスリー・ステータス・レポートで指定された期日までに提出いただく必要があります。ディズニー・ブランド製品が生産されるすべての仕事場が ILS プログラムの要件に合致しており、安全でお互いを受け入れ尊重し合う場であるよう促進するために、ILS 監査は必要不可欠な手段です。

下記指定施設の ILS 監査レポートを弊社に適切にご提出いただけなかったために、下記指定施設の全ての指定施設・製品承認 (FAMA) は直ちに取り消され、弊社は、貴社に対して下記指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を許諾することは出来ません。

Facility Name (FAC-XXXXXX)

速やかに当該指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を中止し、ディズニーからの書面による通知を受けた日から30日以内、または法令の定めに従い、完成品か仕掛品（型および資材を含む）かを問わず、全てのディズニー・ブランド製品を撤去してください。

ILS プログラムに基づいて、全ての指定施設でディズニー・ブランド製品の生産を開始する前に、FAMA 申請をして署名済み FAMA を取得しなければならないことをこの機会にご確認ください。また、ILS プログラム・マニュアルやマンスリー・ステータス・レポートで指定されたその他の書類もご提出いただく必要があります。

ご質問や更にご説明が必要な場合は、ディズニー ILS 担当者にご連絡ください。

宜しくお願いいたします。

付録18

FAMA撤回－UTS（Unable to Schedule: 監査のスケジュールが組めない）レターのサンプル

以下は、ディズニーまたはディズニーの代理人が指定施設に連絡してILS監査のスケジュールを組むことが不可能な場合にライセンシーとベンダーに送付されるFAMA撤回レターのサンプルです。ライセンシーとベンダーは、レターを受け取ってから最低でも12か月間、当該指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産が許可されません。

ディズニーの国際労働基準（ILS）プログラムに基づいて、ディズニーはいつでも調達許可国にあるディズニー・ブランド製品を生産する指定施設で ILS 監査を行うことができます。ディズニー・ブランド製品が生産される全ての仕事場が ILS プログラムの要件に合致しており、安全でお互いを受け入れ尊重し合う場であるよう促進するために、ILS 監査は必要不可欠な手段です。ライセンシーまたはベンダーは、ILS 監査が適切に実施されるために、ディズニーやディズニーの代理人が申請されている全ての指定施設内の全ての場所にアクセスできるようにする責任を負います。ディズニーやディズニーの代理人が下記の指定施設で ILS 監査を実施できなかったことを、（マンスリー・ステータス・レポートや他のコミュニケーションを通じて）貴社にご通知してまいりましたが、事態に対処していただけませんでした。

ディズニーやディズニーの代理人が ILS 監査を実施することができるようご対応いただけなかったため、下記指定施設の全ての指定施設・製品承認（FAMA）は直ちに取消され、弊社は、貴社に対して下記指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を許諾することは出来ません。

Facility Name(FAC-XXXXXX)

速やかに当該指定施設でのディズニー・ブランド製品の生産を中止し、ディズニーからの書面による通知を受けた日から30日以内、または法令の定めに従い、完成品か仕掛品（型および資材を含む）かを問わず、全てのディズニー・ブランド製品を撤去してください。また、貴社は、本通知から12か月間、当該指定施設の使用許諾を申請することができないことにご留意ください。

ILS プログラムに基づいて、全ての指定施設でディズニー・ブランド製品の生産を開始する前に、FAMA 申請をして署名済み FAMA を取得しなければならないことをこの機会にご確認ください。また、ILS プログラム・マニュアルやマンスリー・ステータス・レポートで指定されたその他の書類もご提出いただく必要があります。

ご質問や更にご説明が必要な場合は、ディズニー ILS 担当者にご連絡ください。宜しくお願いいたします。

